

○経済産業省令第十一号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年三月二十八日

経済産業大臣 西村 康稔

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p>	<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九</p>
<p>改正前</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化等に関</p>

号。以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（化石燃料の種類）

第二条 「略」

（換算の方法）

第四条 令第二条第二項に規定する使用した化石燃料及び非化石燃料（以下この条において「燃料」という。）の量の原油の数量への換算は、

する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（燃料の種類）

第二条 「略」

（換算の方法）

第四条 令第二条第二項に規定する使用した燃料の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

- 一 別表第一の上欄に掲げる燃料にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる発熱量として換算した後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。）

二 「略」

- 2 令第二条第二項に規定する熱の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

- 一 別表第一の上欄に掲げる燃料にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる発熱量として換算した後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

二 「略」

- 2 令第二条第二項に規定する他人から供給された熱の量の原油の数量への換算は、別表第二の

一 他人から供給された熱にあつては、別表第二の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱量に、それぞれ同表の下欄に掲げる当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量に換算する係数（以下この項において「換算係数」という。）を乗じた後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。）

上欄に掲げる熱の種類ごとの熱量に、それぞれ同表の下欄に掲げる当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量に換算する係数（以下この項において「換算係数」という。）を乗じた後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算するものとする。ただし、換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。

二 燃料を熱源とする熱以外の熱（前号に掲げるものを除く。）にあつては、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

3 令第二条第二項に規定する電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一 燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、事業者自らが使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電されたものにあつては、電気の量千キロワット時を熱量三・六〇ギガジュールとして換算した後

3 令第二条第二項に規定する他人から供給された電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる電気にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる熱量として換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

二 前号に規定する電気以外の電気にあつては、電気の量千キロワット時に八・六四ギガジュールとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

(エネルギー管理統括者の選任)

第八条 法第八条第一項、第二十条第一項又は第三十二条第一項の規定によるエネルギー管理統括者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

二 前号に規定する電気以外の電気にあつては、電気の量一キロワット時を熱量九千七百六十キロジュールとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

(エネルギー管理統括者の選任)

第八条 法第八条第一項、第十九条第一項又は第三十条第一項の規定によるエネルギー管理統括者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2 特定事業者は、法第十五条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー

一・二 「略」

2 特定事業者は、法第十五条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画

ー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

3 特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）は、法第二十七条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善

推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

3 特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）は、法第二十六条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並

及び監視並びに第十条に定める業務を統括管理
する上で支障がないと認められる場合であつて
、経済産業大臣（当該特定連鎖化事業者の主た
る事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみに
ある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄
する経済産業局長。）の承認を受けた場合には
、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギ
ー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進
者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管
理員に選任されている者をエネルギー管理統括
者として選任することができる。

4 認定管理統括事業者は、法第三十九条第一項
又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その

びに第十条に定める業務を統括管理する上で支
障がないと認められる場合であつて、経済産業
大臣（当該特定連鎖化事業者の主たる事務所が
一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は
、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産
業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第
二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括
者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネ
ルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任
されている者をエネルギー管理統括者として選
任することができる。

4 認定管理統括事業者は、法第三十七条第一項
の中長期的な計画の作成事務、その設置してい

設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）及びその管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーの使用の合理化に
関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（

る工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーの使用の合理化に
関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十一条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該認定管

当該認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

5 「略」

（エネルギー管理統括者の業務）

第九条 法第八条第一項の経済産業省令で定める

理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

5 「略」

（エネルギー管理統括者の業務）

第九条 法第八条第一項の経済産業省令で定める

業務は、次のとおりとする。

一〇三 「略」

四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

第十条 法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一〇三 「略」

四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

業務は、次のとおりとする。

一〇三 「略」

四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十二条第三項の報告の作成事務に関すること

第十条 法第十九条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一〇三 「略」

四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十二条第三項の報告の作成事務に関すること

第十一条 法第三十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一～三 「略」

四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第一百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出

）

第十二条 法第八条第三項、第二十条第三項又は

第三十二条第三項の規定による届出は、エネルギー

管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書

第十一条 法第三十条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一～三 「略」

四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第一百六十二条第三項の報告の作成事務に関すること

（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出

）

第十二条 法第八条第三項、第十九条第三項又は

第三十条第三項の規定による届出は、エネルギー

管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一

一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(エネルギー管理企画推進者の選任)

第十三条 法第九条第一項、第二十一条第一項又は第三十三条第一項の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2 特定事業者等は、法第八条第一項、第二十条

通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(エネルギー管理企画推進者の選任)

第十三条 法第九条第一項、第二十条第一項又は第三十一条第一項の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりなければならない。

一・二 「略」

2 特定事業者等は、法第八条第一項、第十九条

第一項又は第三十二条第一項に規定する業務に
関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支
障がないと認められる場合であつて、経済産業
大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規
定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しく
はエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管
理者若しくはエネルギー管理員に選任されてい
る者をエネルギー管理企画推進者として選任す
ることができる。

3 「略」

(資質の向上を図るための講習の期間)

第十四条 法第九条第二項、第二十一条第二項又

第一項又は第三十条第一項に規定する業務に関
し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障
がないと認められる場合であつて、経済産業大
臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定
にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくは
エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理
者若しくはエネルギー管理員に選任されている
者をエネルギー管理企画推進者として選任する
ことができる。

3 「略」

(資質の向上を図るための講習の期間)

第十四条 法第九条第二項、第二十条第二項又は

は第三十三条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

第三十一条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十条第二項又は第三十一条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 「略」

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九條第二項、第十二條第二項、第十四條第二項、第二十一條第二項、第二十四條第二項、第二十六條第二項、第三十三條第二項、第三十六條第二項、第三十八條第二項、第四十五條第二項又は第四十七條第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

一 「略」

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九條第二項、第十二條第二項、第十四條第二項、第二十條第二項、第二十三條第二項、第二十五條第二項、第三十一條第二項、第三十四條第二項、第三十六條第二項、第四十二條第二項又は第四十四條第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

(エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出)

第十五条 法第九条第三項、第二十一条第三項又は第三十三条第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(第一種エネルギー管理指定工場等その他の工

(エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出)

第十五条 法第九条第三項、第二十条第三項又は第三十一条第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(第一種エネルギー管理指定工場等その他の工

場等に係る指定の取消しの申出)

第十六条 法第十条第二項、第二十二條第二項、

第三十四條第二項又は第四十三條第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理者の選任)

第十七条 法第十一条第一項、第二十三條第一項

、第三十五條第一項又は第四十四條第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 [略]

2 6 [略]

場等に係る指定の取消しの申出)

第十六条 法第十条第二項、第二十一條第二項、

第三十二條第二項又は第四十條第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理者の選任)

第十七条 法第十一条第一項、第二十二條第一項

、第三十三條第一項又は第四十一條第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 [略]

2 6 [略]

(エネルギー管理者の業務)

第十八条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び
法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第十九条 法第二十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

(エネルギー管理者の業務)

第十八条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び
法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

第十九条 法第二十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十条 法第三十五条第一項の経済産業省令で

定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十一条 法第四十四条第一項の経済産業省令

で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十条 法第三十三条第一項の経済産業省令で

定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十一条 法第四十一条第一項の経済産業省令

で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び
法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作
成

(エネルギー管理者の選任又は解任の届出)

第二十二條 法第十一条第二項、第二十三條第二
項、第三十五條第二項又は第四十四條第二項の
規定による届出は、エネルギー管理者の選任又
は解任があつた日後の最初の七月末日までに、
様式第七による届出書一通を提出してしなけれ
ばならない。ただし、災害その他やむを得ない
事由により当該期限までに提出してすることが
困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び
法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作
成

(エネルギー管理者の選任又は解任の届出)

第二十二條 法第十一条第二項、第二十二條第二
項、第三十三條第二項又は第四十一条第二項の
規定による届出は、エネルギー管理者の選任又
は解任があつた日後の最初の七月末日までに、
様式第七による届出書一通を提出してしなけれ
ばならない。ただし、災害その他やむを得ない
事由により当該期限までに提出してすることが
困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を

勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(エネルギー管理員の選任)

第二十三条 法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一・二 「略」

2
10 「略」

勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(エネルギー管理員の選任)

第二十三条 法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十二条第一項又は第四十四条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりなければならない。

一・二 「略」

2
10 「略」

(エネルギー管理員の業務)

第二十四条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十五条 法第十四条第一項の経済産業省令で

定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作

(エネルギー管理員の業務)

第二十四条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十五条 法第十四条第一項の経済産業省令で

定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十六条 法第二十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十七条 法第二十六条第一項の経済産業省令

で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

成

第二十六条 法第二十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十七条 法第二十五条第一項の経済産業省令

で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十八条 法第三十六条第一項の経済産業省令

で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十九条 法第三十八条第一項の経済産業省令

で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十八条 法第三十四条第一項の経済産業省令

で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作

成

第二十九条 法第三十六条第一項の経済産業省令

で定める業務は、次のとおりとする。

一 [略]

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作

成

第三十条 法第四十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 「略」

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作

成

第三十一条 法第四十七条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作

成

第三十条 法第四十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 「略」

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び

法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作

成

第三十一条 法第四十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 「略」

- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び
法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作
成

(資質の向上を図るための講習の期間)

第三十二条 法第十二条第二項、第十四条第二項
、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三
十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条
第二項又は第四十七条第二項の経済産業省令で
定める期間は、エネルギー管理員に選任されて
いる者が法第九条第一項第一号に規定する講習
を受けた日（エネルギー管理員に選任されてい

一 「略」

- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び
法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作
成

(資質の向上を図るための講習の期間)

第三十二条 法第十二条第二項、第十四条第二項
、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三
十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条
第二項又は第四十四条第二項の経済産業省令で
定める期間は、エネルギー管理員に選任されて
いる者が法第九条第一項第一号に規定する講習
を受けた日（エネルギー管理員に選任されてい

る者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 [略]

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー

る者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 [略]

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー

管理員を解任された後、当該者が受けた法第九條第二項、第十二條第二項、第十四條第二項、第二十一條第二項、第二十四條第二項、

第二十六條第二項、第三十三條第二項、第三十六條第二項、第三十八條第二項、第四十五條第二項又は第四十七條第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

(エネルギー管理員の選任又は解任の届出)

第三十三條 法第十二條第三項、第十四條第三項、第二十四條第三項、第二十六條第三項、第三

管理員を解任された後、当該者が受けた法第九條第二項、第十二條第二項、第十四條第二項、第二十條第二項、第二十三條第二項、第

二十五條第二項、第三十一條第二項、第三十四條第二項、第三十六條第二項、第四十二條第二項又は第四十四條第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

(エネルギー管理員の選任又は解任の届出)

第三十三條 法第十二條第三項、第十四條第三項、第二十三條第三項、第二十五條第三項、第三

十六条第三項、第三十八条第三項、第四十五条第三項又は第四十七条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(第二種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出)

第三十四条 法第十三条第二項、第二十五条第二

十四条第三項、第三十六条第三項、第四十二条第三項又は第四十四条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(第二種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出)

第三十四条 法第十三条第二項、第二十四条第二

項、第三十七条第二項又は第四十六条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

(中長期的な計画の提出)

第三十五条 法第十五条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項又は第三十九条第一項及び第二項の規定による計画の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければ

項、第三十五条第二項又は第四十三条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

(中長期的な計画の提出)

第三十五条 法第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の規定による計画(次項において単に「計画」という。)の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わな

ならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第十五条第一項、第二十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の

ければならない。

2 前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事

終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。

一 エネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「エネルギーの使用の合理化に関する判断基準」という。）に定めるエネルギー消費原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た

由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。

一 エネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。第三十七条第七号において同じ。）が九十九パーセント以下であること。

割合を四乗根して得た割合又は当該年度に係るエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定める電気需要最適化評価原単位を当該年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。第三十七条第七号において同じ。）が九十九パーセント以下であること。

二 エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること（当該特定事業者等が行う事業のうち、判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの

二 エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「判断基準」という。）に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること（当該特定事業者等が行う事業のうち、判断基準に掲げ

年度の使用量が当該特定事業者等が設置している全ての工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者が設置している工場等を含む。）におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占めている場合に限る。

3

第一項の規定にかかわらず、法第十五条第二項、第二十七条第二項又は第三十九条第二項の規定による計画（以下この項において単に「計

る目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該特定事業者等が設置している全ての工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者が設置している工場等を含む。）におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占めている場合に限る。）。

〔新設〕

画」という。)の内容が、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。

(定期の報告)

第三十六条 法第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災

(定期の報告)

第三十六条 法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、

害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第三十七条 法第十六条第一項、第二十八条第一

項又は第四十条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一～四 「略」

五 判断基準の遵守状況及び電気の需要の最適化に資する措置に関する法第五条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他

災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第三十七条 法第十六条第一項、第二十七条第一

項又は第三十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一～四 「略」

五 判断基準の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する法第五条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他

のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

六〇八 「略」

九〇 非化石エネルギーの使用状況

一〇〇 「略」

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第三十九条 法第十九条第一項に規定する経済産

業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一・二 「略」

2 「略」

のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

六〇八 「略」

「新設」

九〇 「略」

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第三十九条 法第十八条第一項に規定する経済産

業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一・二 「略」

2 「略」

(特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

第四十条 法第十九条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第四十一条 法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置している全

(特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

第四十条 法第十八条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第四十一条 法第十八条第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置している全

ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合に

ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合に

あつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)とする。

(特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出)

第四十二条 法第十九条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならぬ。

(密接関係者の要件)

第四十三条 法第三十一条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 三 「略」

あつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)とする。

(特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出)

第四十二条 法第十八条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してなければならぬ。

(密接関係者の要件)

第四十三条 法第二十九条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 三 「略」

(認定管理統括事業者の認定)

第四十四条 法第三十一条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第三十一条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第一項各号の定め
に照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申

(認定管理統括事業者の認定)

第四十四条 法第二十九条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第二十九条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第一項各号の定め
に照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申

請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づき認定する。」

3 「略」

(認定管理統括事業者の認定の取消し)

第四十五条 経済産業大臣は、法第三十一条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消され

請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき認定する。」

3 「略」

(認定管理統括事業者の認定の取消し)

第四十五条 経済産業大臣は、法第二十九条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消され

る法第三十一条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

(密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している要件)

第四十六条 法第三十一条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行つていふこととする。

- 一 工場等におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針
- 二 工場等におけるエネルギーの使用の合理化

る法第二十九条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

(密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している要件)

第四十六条 法第二十九条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行つていふこととする。

- 一 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針
- 二 工場等におけるエネルギーの使用の合理化

及び非化石エネルギーへの転換を行うための
体制

三 「略」

(連携省エネルギー計画の認定の申請)

第四十七条 法第五十条第一項の規定により連携省エネルギー計画の認定を受けようとする工場等を設置している者及び他の工場等を設置している者(次条において「申請者」という。)は、共同で、様式第十三による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

を行うための体制

三 「略」

(連携省エネルギー計画の認定の申請)

第四十七条 法第四十六条第一項の規定により連携省エネルギー計画の認定を受けようとする工場等を設置している者及び他の工場等を設置している者(次条において「申請者」という。)は、共同で、様式第十三による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(連携省エネルギー計画の認定)

第四十八条 経済産業大臣は、法第五十条第一項の規定により連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定め
に照らしてその内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに
記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十条第四項の規定に基づき認定する。」

(連携省エネルギー計画の認定)

第四十八条 経済産業大臣は、法第四十六条第一項の規定により連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定め
に照らしてその内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これ
に記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第四項の規定に基づき認定する。」

2
〔略〕

（認定連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四十九条 法第五十一条第一項の規定により連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第五十条第一項の認定を受けた者（以下この条、次条第二項及び第五十一条において「認定者」という。）は、様式第十五による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、法第五十条第一項の認定に係る連携省エネルギー計画

2
〔略〕

（認定連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四十九条 法第四十七条第一項の規定により連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第四十六条第一項の認定を受けた者（以下この条、次条第二項及び第五十一条において「認定者」という。）は、様式第十五による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、法第四十六条第一項の認定に係る連携省エネルギー計

(法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携省エネルギー計画」という。)の写しを添付して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第五十一条第四項において準用する法第五十条第四項の定めを照らし、その内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、こ

画(法第四十七条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携省エネルギー計画」という。)の写しを添付して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第四十七条第四項において準用する法第四十六条第四項の定めを照らし、その内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、

れに記名押印し、これを認定書として認定者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第四項において準用する同法第五十条第四項の規定に基づき認定する。」

4 「略」

(軽微な変更)

第五十条 法第五十一条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五十条第四項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

これに記名押印し、これを認定書として認定者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第四項において準用する同法第四十六条第四項の規定に基づき認定する。」

4 「略」

(軽微な変更)

第五十条 法第四十七条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第四十六条第四項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二 「略」

2 法第五十一条第二項の規定により認定連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしよ
うとする認定者は、様式第十七による届出書を
提出して行わなければならない。

(認定連携省エネルギー計画の認定の取消し)

第五十一条 経済産業大臣は、法第五十一条第三
項の規定により認定連携省エネルギー計画の認
定を取り消すときは、その旨及びその理由を記
載した様式第十八による書面を当該認定が取り
消される認定者に交付するものとする。

二 「略」

2 法第四十七条第二項の規定により認定連携省
エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしよ
うとする認定者は、様式第十七による届出書を
提出して行わなければならない。

(認定連携省エネルギー計画の認定の取消し)

第五十一条 経済産業大臣は、法第四十七条第三
項の規定により認定連携省エネルギー計画の認
定を取り消すときは、その旨及びその理由を記
載した様式第十八による書面を当該認定が取り
消される認定者に交付するものとする。

(定期の報告)

第五十二条 法第五十三条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第十九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第五十三条 法第五十三条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及び販売した

(定期の報告)

第五十二条 法第四十九条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第十九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第五十三条 法第四十九条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及び販売した

副生エネルギーの量並びにそれらの合計量（法第五十条第四項（法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二 生産数量（これに相当する金額を含む。）
又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第五十条第四項（法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三 エネルギーの使用の効率（法第五十条第四項（法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置

副生エネルギーの量並びにそれらの合計量（法第四十六条第四項（法第四十七条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二 生産数量（これに相当する金額を含む。）
又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第四十六条第四項（法第四十七条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三 エネルギーの使用の効率（法第四十六条第四項（法第四十七条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措

に係る部分に限る。)

(確認調査の申請)

第五十四条 法第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十七条第一項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

(調査事項)

第五十五条 法第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十七条第一項

置に係る部分に限る。)

(確認調査の申請)

第五十四条 法第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項又は第八十三条第一項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

(調査事項)

第五十五条 法第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項又は第八十三条第一項に

に規定する確認調査は、前年度における第三十七
七条各号に掲げる事項について行うものとする。
る。

(書面の交付)

第五十六条 法第八十四条第二項、第八十五条第
二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項
の規定による書面の交付は、様式第二十による
書面を交付して行うものとする。

(報告)

第五十七条 法第八十四条第三項、第八十五条第
三項、第八十六条第三項又は第八十七条第三項

規定する確認調査は、前年度における第三十七
条各号に掲げる事項について行うものとする。

(書面の交付)

第五十六条 法第八十条第二項、第八十一条第二
項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の
規定による書面の交付は、様式第二十による書
面を交付して行うものとする。

(報告)

第五十七条 法第八十条第三項、第八十一条第三
項、第八十二条第三項又は第八十三条第三項の

の規定による報告は、様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。

(登録の申請)

第五十八条 法第八十八条の規定により登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、様式第二十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 「略」

三 登録申請者が法第八十九条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 「略」

規定による報告は、様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。

(登録の申請)

第五十八条 法第八十四条の規定により登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、様式第二十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 「略」

三 登録申請者が法第八十五条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 「略」

五 法第九十条第一項第二号イに規定する部門
(以下「確認調査部門」という。)及び同号
ハに規定する専任の部門(以下「信頼性確保
部門」という。)の組織を明らかにする書類

六・七 「略」

八 法第九十条第一項第二号ロに規定する文書
として、第六十二条に規定する標準作業書及
び次に掲げる文書

イ、ニ 「略」

九 「略」

(登録の更新の手続)

五 法第八十六条第一項第二号イに規定する部
門(以下「確認調査部門」という。)及び同
号ハに規定する専任の部門(以下「信頼性確
保部門」という。)の組織を明らかにする書
類

六・七 「略」

八 法第八十六条第一項第二号ロに規定する文
書として、第六十二条に規定する標準作業書
及び次に掲げる文書

イ、ニ 「略」

九 「略」

(登録の更新の手続)

第五十九条 法第九十一条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

(確認調査の方法)

第六十二条 法第九十二条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一〇五 「略」

(利害関係を有する事業者)

第六十三条 法第九十二条第三項の経済産業省令

第五十九条 法第八十七条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

(確認調査の方法)

第六十二条 法第八十八条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一〇五 「略」

(利害関係を有する事業者)

第六十三条 法第八十八条第三項の経済産業省令

で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一〇五 「略」

(事業所の変更の届出)

第六十四条 登録調査機関は、法第九十三条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の届出)

第六十五条 登録調査機関は、法第九十四条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調

で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一〇五 「略」

(事業所の変更の届出)

第六十四条 登録調査機関は、法第八十九条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の届出)

第六十五条 登録調査機関は、法第九十条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査

査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第二十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の変更の届出)

第六十六条 登録調査機関は、法第九十四条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の記載事項)

第六十七条 法第九十四条第二項の経済産業省令

の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第二十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の変更の届出)

第六十六条 登録調査機関は、法第九十条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(調査業務規程の記載事項)

第六十七条 法第九十条第二項の経済産業省令で

で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 「略」

五 法第八十四条第二項、第八十五条第二項、

第八十六条第二項又は第八十七条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六～九 「略」

十 財務諸表等（法第九十六条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一 「略」

（業務の休廃止）

定める事項は、次のとおりとする。

一～四 「略」

五 法第八十条第二項、第八十一条第二項、第

八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六～九 「略」

十 財務諸表等（法第九十二条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一 「略」

（業務の休廃止）

第六十八条 登録調査機関は、法第九十五条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第二十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第六十九条 法第九十六条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第九十六条第二項第四号の経済産業省令で

第六十八条 登録調査機関は、法第九十一条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第二十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第六十九条 法第九十二条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第九十二条第二項第四号の経済産業省令で

定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録調査機関が定めるものとする。

一・二 「略」

(帳簿)

第七十条 法第百一条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 「略」

三 確認調査を行つた特定事業者等又は法第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者等を除く。）の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第

定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録調査機関が定めるものとする。

一・二 「略」

(帳簿)

第七十条 法第九十七条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 「略」

三 確認調査を行つた特定事業者等又は法第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者等を除く。）の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第

一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四〇八 「略」

2 登録調査機関は、法第百一条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四〇八 「略」

2 登録調査機関は、法第九十七条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第七十一条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第百一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 「略」

(公示)

第七十二条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

第七十一条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第九十七条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 「略」

(公示)

第七十二条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

<p>法第二十一条第一項の登録をしたとき。</p>	<p>法第四十七条の規定による届出があつたとき。</p>	<p>法第五十条の規定による届出があつたとき。</p>
<p>一〇三 〔略〕</p>	<p>一〇三 〔略〕</p>	<p>一〇四 〔略〕</p>

<p>法第二十条第一項の登録をしたとき。</p>	<p>法第四十四条の規定による届出があつたとき。</p>	<p>法第四十六条の規定による届出があつたとき。</p>
<p>一〇三 〔略〕</p>	<p>一〇三 〔略〕</p>	<p>一〇四 〔略〕</p>

法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

一〇三 「略」

(貨物の輸送の方法等を実質的に決定している要件)

第七十三条 法第九十二条第二号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二 「略」

法第四十九条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

一〇三 「略」

(貨物の輸送の方法等を実質的に決定している要件)

第七十三条 法第五十条第二号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二 「略」

(準荷主が荷主に行う指示事項)

第七十四条 法第百十条第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 「略」

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出)

第七十五条 法第百十三条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であ

(準荷主が荷主に行う指示事項)

第七十四条 法第百六条第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 「略」

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出)

第七十五条 法第百九条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であると

るときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第七十六条 法第百十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（次年度以降における当該貨物の輸送量が令第十二条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量）とする。

（特定荷主に係る指定の取消しの申出）

きは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第七十六条 法第百九条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（次年度以降における当該貨物の輸送量が令第十二条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量）とする。

（特定荷主に係る指定の取消しの申出）

第七十七条 法第百十三條第三項の規定による申出は、様式第二十八による申出書一通を提出してしなければならない。

(中長期的な計画の提出)

第七十八条 法第百十四條又は第百十八條の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十九による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

第七十七条 法第百九條第三項の規定による申出は、様式第二十八による申出書一通を提出してしなければならない。

(中長期的な計画の提出)

第七十八条 法第百十條又は第百十四條の規定による計画(次項において単に「計画」という。)の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十九による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第百十四條第一

項又は第百十八條第一項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直

近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二

年度以上継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（その

効率を算定しようとする年度に係るエネルギー消費原単位を当該年度の四年度前の年度に係る

エネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。以下この項及び第八十

条第四号において同じ。）が九十九パーセント

2 前項の規定にかかわらず、計画を提出しよう

とする年度の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。

）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送

に係るエネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用に

係る原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割

合を四乗根して得た割合をいう。以下この項及び第八十條第四号において同じ。）が九十九パ

ーセント以下である者は、前年度のエネルギーの使用の効率が九十九パーセント以下である限

以下である者は、前年度のエネルギーの使用の効率が九十九パーセント以下である限りにおいて、最後に計画を提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定荷主又は認定管理統括荷主（以下「特定荷主等」という。）が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。

3|| 第一項の規定にかかわらず、法第百十四条第

二項又は第百十八条第二項の規定による計画（

りにおいて、最後に計画を提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定荷主又は認定管理統括荷主（以下「特定荷主等」という。）が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。

〔新設〕

以下この項において単に「計画」という。）の内容が、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。

(定期の報告)

第七十九条 法第百十五條第一項又は第百十九條第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむ

(定期の報告)

第七十九条 法第百十一條第一項又は第百十五條第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してなければならない。ただし、災害その他やむ

を得ない事由により当該期限までに提出してす
ることが困難であるときは、経済産業大臣が当
該事由を勘案して定める期限までに提出してし
なければならぬ。

第八十条 法第百十五條第一項又は第百十九條第

一項の経済産業省令で定める事項は、前年度に
おける次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係
るエネルギーの使用の合理化に関する法第百
十一條第一項に規定する判断の基準の遵守状
況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギー

を得ない事由により当該期限までに提出してす
ることが困難であるときは、経済産業大臣が当
該事由を勘案して定める期限までに提出してし
なければならぬ。

第八十条 法第百十一條第一項又は第百十五條第

一項の経済産業省令で定める事項は、前年度に
おける次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係
るエネルギーの使用の合理化に関する法第百
七條第一項に規定する判断の基準の遵守状況
その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの

の使用の合理化に関し実施した措置

三・四 「略」

五 非化石エネルギーの使用状況

六 「略」

(密接関係荷主の要件)

第八十一条 法第百十七条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 三 「略」

(認定管理統括荷主の認定)

第八十二条 法第百十七条第一項の規定による認

使用の合理化に関し実施した措置

三・四 「略」

「新設」

五 「略」

(密接関係荷主の要件)

第八十一条 法第百十三条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 三 「略」

(認定管理統括荷主の認定)

第八十二条 法第百十三条第一項の規定による認

定を受けようとする荷主（以下この条において「申請者」という。）は、様式三十一による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第百十七条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めを照らしてその内容を審査し、認定管理統括荷主の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

定を受けようとする荷主（以下この条において「申請者」という。）は、様式三十一による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第百十三条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めを照らしてその内容を審査し、認定管理統括荷主の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十七條第一項の規定に基づき認定する。」

3
「略」

(認定管理統括荷主の認定の取消し)

第八十三條 經濟産業大臣は、法第百十七條第二項の規定により認定管理統括荷主の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十三による書面を当該認定が取り消される法第百十七條第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十三條第一項の規定に基づき認定する。」

3
「略」

(認定管理統括荷主の認定の取消し)

第八十三條 經濟産業大臣は、法第百十三條第二項の規定により認定管理統括荷主の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十三による書面を当該認定が取り消される法第百十三條第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

(密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している要件)

第八十四条 法第一百七十七条第一項第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針

二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を行うための体制

三 「略」

(密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している要件)

第八十四条 法第一百三十三条第一項第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針

二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を行うための体制

三 「略」

(荷主連携省エネルギー計画の認定の申請)

第八十五条 法第二百一十一条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の認定を受けようとする荷主及び他の荷主(次条において「申請者」という。)は、共同で、様式第三十四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(荷主連携省エネルギー計画の認定)

第八十六条 経済産業大臣は、法第二百一十一条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四

(荷主連携省エネルギー計画の認定の申請)

第八十五条 法第一百七十七条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の認定を受けようとする荷主及び他の荷主(次条において「申請者」という。)は、共同で、様式第三十四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(荷主連携省エネルギー計画の認定)

第八十六条 経済産業大臣は、法第一百七十七条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項

項の定めを照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二百一十一条第四項の規定に基づき認定する。」

2
〔略〕

（認定荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

の定めを照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百七十七条第四項の規定に基づき認定する。」

2
〔略〕

（認定荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第八十七条 法第二百二十二条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第二百二十一条第一項の認定を受けた荷主（以下この条、次条第二項及び第八十九条において「認定荷主」という。）は、様式第三十六による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、法第二百一十一条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（法第二百二十二条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下

第八十七条 法第一百八条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第一百七十七条第一項の認定を受けた荷主（以下この条、次条第二項及び第八十九条において「認定荷主」という。）は、様式第三十六による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、法第一百七十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（法第一百八条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認

「認定荷主連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百二十二条第四項において準用する法第百二十一条第四項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定荷主に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー

定荷主連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百十八条第四項において準用する法第百十七条第四項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定荷主に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第

ギ一への転換等に関する法律第二百二十二条第四項において準用する同法第二百二十一条第四項の規定に基づき認定する。」

4 「略」

(軽微な変更)

第八十八条 法第二百二十二条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二百二十一条第一項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二 「略」

2 法第二百二十二条第二項の規定により認定荷主

百十八条第四項において準用する同法第一百七十七条第四項の規定に基づき認定する。」

4 「略」

(軽微な変更)

第八十八条 法第一百十八条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第一百七十七条第一項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二 「略」

2 法第一百十八条第二項の規定により認定荷主連

連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定荷主は、様式第三十八による届出書を提出して行わなければならない。

（認定荷主連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第八十九条 経済産業大臣は、法第二百二十二条第三項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による書面を当該認定が取り消される認定荷主に交付するものとする。

携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定荷主は、様式第三十八による届出書を提出して行わなければならない。

（認定荷主連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第八十九条 経済産業大臣は、法第一百八条第三項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による書面を当該認定が取り消される認定荷主に交付するものとする。

(定期の報告)

第九十条 法第二百二十四条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第九十一条 法第二百二十四条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係

(定期の報告)

第九十条 法第二十條の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第九十一条 法第二十條の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係

るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）（法第二百一十一条第四項（法第二百一十二条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第二百一十一条第四項（法第二百一十二条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）（法第一百七十七条第四項（法第一百八十条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第一百七十七条第四項（法第一百八十条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（法第二百一十一条第四項（法第二百二十二条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第九十二条 「略」

2 11 「略」

12 令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（法第一百七十七条第四項（法第一百八条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第九十二条 「略」

2 11 「略」

12 令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 都市ガスのうち一三Aのガスグループに属さないガスを燃料とするもの

〔削る〕

四〇六 〔略〕

13〇24 〔略〕

25 令第十八条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第百五十

一条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないも

三 都市ガスのうち一三Aのガスグループに属さないガスを燃料とするもの

三 浴室内に設置する構造のガス風呂釜であつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの

四〇六 〔略〕

13〇24 〔略〕

25 令第十八条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第百四十

七条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないも

の

三〇十二 [略]

26・27 [略]

(エネルギー消費効率)

第九十三条 法第百五十一条第一号イに規定する

特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第三の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

(特定熱損失防止建築材料の適用除外)

第九十四条 令第二十一条第一号の経済産業省令

の

三〇十二 [略]

26・27 [略]

(エネルギー消費効率)

第九十三条 法第百四十七条第一号イに規定する

特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第四の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

(特定熱損失防止建築材料の適用除外)

第九十四条 令第二十一条第一号の経済産業省令

で定める断熱材は、次に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が四十キログラム毎立方メートルを超えるもの

2 「略」

3 令第二十一条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総

和が一センチメートルを超え、かつ、当該板

ガラスが JIS R 3210 六 (2003) に規

定する強化ガラスであるもの

三 JIS R 3211 (2011) に規定する

で定める断熱材は、次に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が二十四キログラム毎立方メートル以上のもの

2 「略」

3 令第二十一条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

一 「略」

「新設」

二 JIS R 3211 (2011) に規定する

熱線反射ガラス

(熱損失防止性能)

第九十五条 法第百五十六条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第四の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

(開示)

第九十六条 法第百五十八条の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。

熱線反射ガラス

(熱損失防止性能)

第九十五条 法第百五十二条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第五の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

(開示)

第九十六条 法第百五十四条の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。

第九十七条 法第百五十八条の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

第九十八条 法第百五十八条の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有され

第九十七条 法第百五十四条の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

第九十八条 法第百五十四条の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有され

ることによつて他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

(計画の作成及び公表)

第九十九条 法第百五十九条第一項で定める要件は、小売電気事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気が五億キロワット時未満の者であることとする。

第九十九条の二 法第百五十九条第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の日及び時刻とする。

ることによつて他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

(計画の作成及び公表)

〔新設〕

第九十九条 法第百五十五条第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の日及び時刻とする。

(立入検査の身分証明書)

第百条 法第百六十六条第十一項の証明書の様式は、様式第四十一によるものとする。

(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例)

第百三条 第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、

(立入検査の身分証明書)

第百条 法第百六十二条第十一項の証明書の様式は、様式第四十一によるものとする。

(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例)

第百三条 第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項又は第二項の計画書、第三十六

第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の届出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十五条の届出書、第七十七条の届出書、第七十八条第一項、第二項又は第三項の計画書、第七十九条の報告書、第八十二条第一項の申請書、第八十五条の申請書、第八十七条第一項の申請書、第八十八条第二項の届出書及び第九十条の報告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下

条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の届出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十五条の届出書、第七十七条の届出書、第七十八条第一項又は第二項の計画書、第七十九条の報告書、第八十二条第一項の申請書、第八十五条の申請書、第八十七条第一項の申請書、第八十八条第二項の届出書及び第九十条の報告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活

「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済

用法」という。）第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）

産業省令第八号) 第四条第三項の規定は適用しない。

2・3 [略]

第百四条 [略]

2 [略]

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、様式第四十四又は様式第四十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。

別表第一(第四条関係)

第四条第三項の規定は適用しない。

2・3 [略]

第百四条 [略]

2 [略]

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、様式第四十四又は様式第四十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。

別表第一(第四条関係)

揮発油 一キロリットル	うちコンデンセート 一キロ リットル	原油 一キロリットル							
		<table border="1"> <tr> <td>ユール</td> <td>三十三・</td> <td>四ギガジ</td> </tr> <tr> <td>ユール</td> <td>三十四・</td> <td>八ギガジ</td> </tr> <tr> <td>ユール</td> <td>三十八・</td> <td>三ギガジ</td> </tr> </table>	ユール	三十三・	四ギガジ	ユール	三十四・	八ギガジ	ユール
ユール	三十三・	四ギガジ							
ユール	三十四・	八ギガジ							
ユール	三十八・	三ギガジ							

揮発油 一キロリットル	うちコンデンセート 一キロ リットル	原油 一キロリットル							
		<table border="1"> <tr> <td>ユール</td> <td>三十四・</td> <td>六ギガジ</td> </tr> <tr> <td>ユール</td> <td>三十五・</td> <td>三ギガジ</td> </tr> <tr> <td>ユール</td> <td>三十八・</td> <td>二ギガジ</td> </tr> </table>	ユール	三十四・	六ギガジ	ユール	三十五・	三ギガジ	ユール
ユール	三十四・	六ギガジ							
ユール	三十五・	三ギガジ							
ユール	三十八・	二ギガジ							

軽油 一キロリットル	灯油 一キロリットル	ジェット燃料油 一キロリットル	ナフサ 一キロリットル
三十八・	三十九・ 五ギガジ ユール	三十六・ 三ギガジ ユール	三十三・ 三ギガジ ユール

軽油 一キロリットル	灯油 一キロリットル	ジェット燃料油 一キロリットル	ナフサ 一キロリットル
三十七・	三十六・ 七ギガジ ユール	三十六・ 七ギガジ ユール	三十三・ 六ギガジ ユール

石油 アスファルト 一トン	重油 イ A重油 一キロリットル ロ B・C重油 一キロリットル ル	○ギガジ	ユール
		三十八・九ギガジ	ユール
四十・〇	四十一・	八ギガジ	ユール
ギガジユ			

石油 アスファルト 一トン	重油 イ A重油 一キロリットル ロ B・C重油 一キロリットル ル	七ギガジ	ユール
		三十九・	ユール
四十・九	四十一・	九ギガジ	ユール
ギガジユ			

	石油コークス 一トン	石油ガス イ 液化石油ガス (LPG) 一トン ロ 石油系炭化水素ガス 千立方メートル
ール	三十四・一 ギガジ ユール	五十・一 ギガジユ ール 四十六・一 ギガジ ユール

	石油コークス 一トン	石油ガス イ 液化石油ガス (LPG) 一トン ロ 石油系炭化水素ガス 千立方メートル
ール	二十九・九 ギガジ ユール	五十・八 ギガジユ ール 四十四・九 ギガジ ユール

<p>石炭 一トン</p> <p>イ 原料炭</p> <p>(1) 輸入原料炭</p>	<p>可燃性天然ガス</p> <p>イ 液化天然ガス（LNG）（五十四・七ギガジ</p> <p>窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをい</p> <p>う。） 一トン</p> <p>ロ その他可燃性天然ガス 千立方メートル</p>	<p>二十八・</p>	<p>ユール</p> <p>四ギガジ</p> <p>三十八・</p> <p>ユール</p>
---	--	-------------	---

<p>石炭 一トン</p> <p>イ 原料炭</p>	<p>可燃性天然ガス</p> <p>イ 液化天然ガス（LNG）（五十四・六ギガジ</p> <p>窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをい</p> <p>う。） 一トン</p> <p>ロ その他可燃性天然ガス 千立方メートル</p>	<p>二十九・</p> <p>〇ギガジ</p>	<p>ユール</p> <p>五ギガジ</p> <p>四十三・</p> <p>ユール</p>
----------------------------	--	-------------------------	---

(2)	(1)	ロ	(3)	(2)
国産一般炭	輸入一般炭	一般炭	吹込用原料炭	コース用原料炭

二十四・	ユール	一ギガジ	二十六・		ユール	三ギガジ	二十八・	ユール	九ギガジ	二十八・	ユール	七ギガジ
------	-----	------	------	--	-----	------	------	-----	------	------	-----	------

ロ|
一般炭

	ユール	七ギガジ	二十五・		ユール
--	-----	------	------	--	-----

コ ー ル タ ー ル 一 ト ン	石 炭 コ ー ク ス 一 ト ン	ハ 輸 入 無 煙 炭
ユ ー ル 三 ギ ガ ジ	ユ ー ル ○ ギ ガ ジ	ユ ー ル 二 ギ ガ ジ 二 十 七 ・ 八 ギ ガ ジ ユ ー ル

コ ー ル タ ー ル 一 ト ン	石 炭 コ ー ク ス 一 ト ン	ハ 無 煙 炭
ユ ー ル 三 ギ ガ ジ	ユ ー ル 四 ギ ガ ジ	ユ ー ル 二 十 六 ・ 九 ギ ガ ジ

発電用高炉ガス 千立方メートル	高炉ガス 千立方メートル	コークス炉ガス 千立方メートル
三・四五 ギガジュ ール	三・二三 ギガジュ ール	十八・四 ギガジュ ール

〔新設〕	高炉ガス 千立方メートル	コークス炉ガス 千立方メートル
〔新設〕	三・四一 ギガジュ ール	二十一・ 一ギガジ ユール

木質廃材 一トン	木材 一トン	黒液 一トン	転炉ガス 千立方メートル
十七・一	十三・二 ギガジュ ール	十三・六 ギガジュ ール	七・五三 ギガジュ ール

〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	転炉ガス 千立方メートル
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	八・四一 ギガジュ ール

バイオガス 千立方メートル	バイオディーゼル 一キロリットル	バイオエタノール 一キロリットル	
二十一・ 二ギガジ	三十五・ 六ギガジ ユール	二十三・ 四ギガジ ユール	ギガジュ ール

〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	

RPF 一トン	RDF 一トン	その他バイオマス 一トン	ユール 九 二十六・ 九 ガ ジ ユール	ユール ガ ジ ユ 十八・〇	ユール ガ ジ ユ 十三・二	ユール
------------	------------	-----------------	--	----------------------------	----------------------------	-----

[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	
------	------	------	------	------	------	--

廃油 一キロリットル	廃プラスチック 一トン	廃タイヤ 一トン
四十・二 ギガジュ ール	二十九・ 三ギガジ ュール	三十三・ 二ギガジ ュール

[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]

アンモニア 一トン	水素 一トン	混合廃材 一トン	廃棄物ガス 千立方メートル
二十二・	百四十二 ギガジュ ール	十七・一 ギガジュ ール	二十一・ 二ギガジ ュール

〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

冷水	温水	産業用以外の蒸気	産業用蒸気
一・一九	一・一九	一・一九	一・一七

別表第二（第四条関係）

ユール	五ギガジ

冷水	温水	産業用以外の蒸気	産業用蒸気
一・三六	一・三六	一・三六	一・〇二

別表第二（第四条関係）

備考

この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等以外の工場等から供給された蒸気をいう。

〔削る〕

備考

この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等以外の工場等から供給された蒸気をいう。

別表第三（第四条関係）

<p>電氣 一キロワット時</p>	<p>イ 昼間の電氣</p>
	<p>九千九百七十キログ ジュール</p>

ロ	夜間の電気
ユール	九千二百八十キロジ

備考

一 この表において「電気」とは、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）又は配電事業者（同項第十一号の二に規定する配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

二 この表において「昼間」とは、午前八時から

別表第三（第九十三条関係）

<p>一 エアコンデ イショナー（ 家庭用エアコ ンデイショナ ーを除く。）</p>	<p>一～四 〔略〕</p>
--	--------------------

別表第四（第九十三条関係）

「午後十時までをいい、「夜間」とは、午後
十時から翌日の午前八時までをいう。」

<p>一 エアコンデ イショナー（ 家庭用品品質 表示法施行令 別表第三号（ 一）のエアコ ンデイショナ ーを除く。）</p>	<p>一～四 〔略〕</p>
---	--------------------

二〇二四
「略」

別表第四（第九十五条関係）

一 「略」	二 「略」
「略」	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫通率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値

二〇二四
「略」

別表第五（第九十五条関係）

一 「略」	二 「略」
「略」	経済産業大臣が定める方法により測定した建築物の内外の温度差一度当たりの熱損失量をワット毎ケルビンで表した数値

備考 表中の「」は注記である。	三 「略」
	「略」
	三 「略」
	「略」

様式第一から様式第四十五までを次のように改める。

「図」

※受理年月日	
※処理年月日	

エネルギー使用状況届出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 7 条第 3 項又は第 19 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギーの使用量 (年度)	原油換算 k1				
エネルギーの使用の合理化及び 非化石エネルギーへの転換等 に関する法律第 19 条第 1 項に定 める連鎖化事業者	該当する		該当しない		

2. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号				エネルギーの使用量 (原油換算 kl)
		事業の名称				
	〒					
	〒					
	〒					

3. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	
備考	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 事業者のエネルギー使用量は、設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。また、連鎖化事業者にあつては、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。
 - エネルギー使用量を算出する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
 - エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかを○で囲むこと。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 2. エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。
 - 既に特定事業者指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その旨及び特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号を備考欄に記載すること。

※受理年月日	
※取消年月日	

{ 特定事業者
 特定連鎖化事業者 } 指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 7 条第 4 項又は第 19 条第 3 項の規定に基づき、特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者の概要

特定事業者 又は特定連鎖化事業者 の概要	特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号	
	事業者の名称	
	主たる事務所の 所在地	〒
	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算 kl
指定の取消しを申し出る理由		
備考		

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 括弧書きになっている題名については、特定事業者又は特定連鎖化事業者のいずれかを○で囲むこと。
 - 5 エネルギーの使用量の欄については、特定事業者にあつては、その設置しているすべての工場等における最近の1年度におけるエネルギーの使用量の合計値を、特定連鎖化事業者にあつては、その設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における最近の1年度におけるエネルギーの使用量の合計値を記入すること。
 - 6 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第2条第1項で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量並びにこれらの使用見込量の根拠を記入すること。

様式第3（第8条第5項又は第13条第3項関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

{ エネルギー管理統括者
 エネルギー管理企画推進者 } 兼任承認申請書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第8条第5項又は第13条第3項の規定による承認を受けたいので申請します。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号又は 認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 兼任させようとする者の氏名等

兼任させよう とする者	氏名	
	生年月日	
	勤務地の住所	〒
	エネルギー管理士免状番号 又は講習修了番号	
	既に選任されている職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理者 エネルギー管理員
	兼任させようとする職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者
兼任の理由		

3. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
FAX	
メールアドレス	

備考	
----	--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 括弧書きになっている題名については、兼任させようとする職名を○で囲むこと。
 - 5 兼任させようとする職名の欄については、該当する職名を○で囲むこと。

※受理年月日	
※処理年月日	

{ エネルギー管理統括者
 エネルギー管理企画推進者 } 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第8条第3項、第9条第3項、第20条第3項、第21条第3項、第32条第3項又は第33条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号又は 認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
選任又は解任の理由				

3. エネルギー管理企画推進者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
エネルギー管理士 免状番号又は 講習修了番号				
選任又は解任の 理由				

4. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	

備 考	
-----	--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 括弧書きになっている題名については、届け出ようとする者の職名を○で囲むこと。
 - 5 2. エネルギー管理統括者の氏名等及び3. エネルギー管理企画推進者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

※受理年月日	
※取消年月日	

{

 第一種エネルギー管理指定工場等

 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等

 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等

 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等

 第二種エネルギー管理指定工場等

 第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等

 第二種管理統括エネルギー管理指定工場等

 第二種管理関係エネルギー管理指定工場等
 }

 指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所

 法人名

 法人番号

 代表者の役職名

 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 10 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 2 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 2 項、第 43 条第 2 項又は第 46 条第 2 項の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号 又は認定統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

工場等の概要	エネルギー管理指定 工場等番号				
	名 称				
	所 在 地	〒			
	主たる事業				
	細分類番号				
	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算 kl			
指定の取消しを 申し出る理由					
備考					

3. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	
備 考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の1年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。

- 6 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第3条又は第6条で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量並びにこれらの使用見込量の根拠を記入すること。
- 7 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第3条又は第6条で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量並びにこれらの使用見込量の根拠を記入すること。
- 8 「エネルギー管理指定工場等番号」の欄には、指定通知書に記載された番号を記入すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

{ エネルギー管理者 }
 { エネルギー管理員 } 兼任承認申請書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第17条第2項から第5項まで又は第23条第2項から第9項までの規定による承認を受けたいので申請します。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 兼任させようとする者の氏名等

兼任させようとする者	氏 名	
	生 年 月 日	
	勤 務 地	〒
	エネルギー管理士免状番号 又は講習修了番号	
	既に選任されている職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理者 エネルギー管理員
既に選任されている工場等	エネルギー管理 指定工場等番号	
	名 称	
	所 在 地	〒
	主 たる 事 業	
	細 分 類 番 号	

	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算k1			
兼任させ ようとする 工場等	エネルギー管理 指定工場等番号				
	兼任させようとする職名	エネルギー管理者 エネルギー管理員			
	名 称				
	所 在 地	〒			
	主 たる 事 業				
	細 分 類 番 号				
	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算k1			

3. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	

備 考	
-----	--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入し、括弧書きになっている題名については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員のいずれかを○で囲むこと。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「既に選任されている職名」及び「兼任させようとする職名」の欄については、該当する職名を○で囲むこと。
 - 5 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 6 エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の1年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。
 - 7 既に選任されている工場等に支障がない旨の同意書を添付すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

{ エネルギー管理者 }
 { エネルギー管理員 } 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第11条第2項、第12条第3項、第14条第3項、第23条第2項、第24条第3項、第26条第3項、第35条第2項、第36条第3項、第38条第3項、第44条第2項、第45条第3項又は第47条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

エネルギー管理指定工場等番号					
区 分	1. 第一種エネルギー管理指定工場等	2. 第二種エネルギー管理指定工場等			
	3. 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等	4. 第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等			
	5. 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等	6. 第二種管理統括エネルギー管理指定工場等			
	7. 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等	8. 第二種管理関係エネルギー管理指定工場等			
名 称					
所 在 地	〒				
主たる事業					
細分類番号					

3. エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号				
選任又は解任の理由				

4. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

備考	
----	--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入し、括弧書きになっている題名については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員のいずれかを○で囲み、2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項の区分欄はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
- 3 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
- 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等、3. エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

中 長 期 計 画 書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第15条第1項及び第2項、第27条第1項及び第2項又は第39条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号					
事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名				
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス				
中長期計画書の 提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を <input type="checkbox"/> 希望する				
計画書(合理化)の計画期間	() 年度 ～ () 年度				
計画書(非化石転換)の計画期間	() 年度 ～ () 年度				<input type="checkbox"/> 計画内容に変更なし

II エネルギー使用量

1. エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算 kl)	
-----------------------	--

III エネルギーの使用の合理化に関する計画

1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kl)

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					目標年度 年度
	年度	年度	年度	年度	年度	

3. エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 kl/ 年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
合計				kl		
	ベンチマーク指標対象範囲 の期待効果			kl		
原単位削減期待効果				%		
	ベンチマーク指標対象範囲 の期待効果			%		

4. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

--

5. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標

1-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 k1)	目標
		年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率		%

1-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる 事業	指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 k1)	定量目標の目安	目標
				年度	年度

1-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 k1)	目標
		年度

2. 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する 工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー 転換期待効果	目安設定 業種	新規 追加

3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

--

4. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
 - 4 Iの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 IIIの1・2及びIVの1-2の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5又は非化石エネルギーへの転換に関する法第5条第2項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第1に規定する区分をそれぞれ記入すること。
 - 6 IIIの3の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
 - 7 IIIの3及びIVの2の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
 - 8 IIIの3の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
 - 9 IVの2の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
 - 10 IIIの4及びIVの3には、IIIの3及びIVの2で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
また、IIIの4において洋紙製造業（4A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
 - 11 IIIの5及びIVの4には、III及びIVについて前年度と比較して記入すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定一第1表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖 化事業者番号又は認定管理 統括事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
主たる事務所の所在地	〒								
主たる事業									
細分類番号									
エネルギー管理統括者の職 名・氏名	職名 氏名								
エネルギー管理企画推進者 の職名・氏名・勤務地・連 絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (— —)) FAX (— —)) メールアドレス								
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称 : 変更前の事業者の所在地 : 〒	有・無								

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定一第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度												
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量				
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量		
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	A重油	kl												
	B・C重油	kl												
	石油アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t											
		石油系炭化水素ガス	千m ³											
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t											
その他可燃性天然ガス		千m ³												
石炭	輸入原料炭	t												
	コークス用原料炭	t												
	吹込用原料炭	t												
	輸入一般炭	t												
	国産一般炭	t												
	輸入無煙炭	t												
石炭コークス	t													
コールタール	t													
コークス炉ガス	千m ³													

	高炉ガス	千m ³																			
	発電用高炉ガス	千m ³																			
	転炉ガス	千m ³																			
	その他	都市ガス	千m ³																		
		()	千m ³																		
	小計	GJ																			
非 化 石 燃 料	黒液	t																			
	木材	t																			
	木質廃材	t																			
	バイオ エタノール	kl																			
	バイオ ディーゼル	kl																			
	バイオガス	千m ³																			
	その他 バイオマス	t																			
	RDF	t																			
	RPF	t																			
	廃タイヤ	t																			
	廃プラスチック	t																			
	廃油	kl																			
	廃棄物ガス	千m ³																			
	混合廃材	t																			
	水素	t																			
	アンモニア	t																			
	その他	()	GJ																		
		()	GJ																		
小計	GJ																				
他 者 か ら 購 入 し た 熱	産業用蒸気	GJ																			
	うち 非化石	GJ																			
	産業用以外の 蒸気	GJ																			
	うち 非化石	GJ																			
	温水	GJ																			
	うち 非化石	GJ																			
	冷水	GJ																			
	うち 非化石	GJ																			

電 気	その他	()	GJ																		
		うち 非化石	GJ																		
	その他 使用した熱	地熱	GJ																		
		温泉熱	GJ																		
		太陽熱	GJ																		
		雪氷熱	GJ																		
		その他	()	GJ																	
		()	GJ																		
	小計	GJ																			
	うち非化石	GJ																			
	電気事業者からの買電	電気事業者	千 kWh																		
		うち非化石	千 kWh																		
	上記以外の買電	オフサイト型 PPA (重み付けなし)	千 kWh																		
		オフサイト型 PPA (重み付けあり)	千 kWh																		
自己託送 (非燃料由来の 非化石電気)		千 kWh																			
上記以外の 自己託送		千 kWh																			
うち非化石		千 kWh																			
重み付け 非化石		千 kWh																			
()		千 kWh																			
うち非化石		千 kWh																			
重み付け 非化石		千 kWh																			
自家発電		太陽光	千 kWh																		
	kW																				
	風力	千 kWh																			
		kW																			

地熱	千 kWh												
	kW												
水力	千 kWh												
	kW												
その他 ()	千 kWh												
	kW												
非燃料由来の非化石	千 kWh												
	kW												
その他 (燃料)	化石 千 kWh		※1							※1		※1	
	非化石 千 kWh		※1							※1		※1	
その他 (熱)	化石 千 kWh		※1							※1		※1	
	非化石 千 kWh		※1							※1		※1	
小計	千 kWh												
うち非化石	千 kWh												
重み付け 非化石	千 kWh												
合計 GJ													
うち非化石 GJ													
原油換算 kl			㊟-1				㊟		㊟'		㊟-2		
うち非化石 kl													
前年度原油換算 kl													
対前年度比 (%)													

- 備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
- 2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度						
		使用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量		
		数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1	
月別	4月	千 kWh						
	5月	千 kWh						
	6月	千 kWh						
	7月	千 kWh						
	8月	千 kWh						
	9月	千 kWh						
	10月	千 kWh						
	11月	千 kWh						
	12月	千 kWh						
	1月	千 kWh						
	2月	千 kWh						
	3月	千 kWh						
時間帯別	出力制御 時間帯	千 kWh						
	需給が厳しい 時間帯	千 kWh						
	その他の時間帯	千 kWh						
合計								

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 k1 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 - 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
		GJ・kWh	kl	
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

1-1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算									
			エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C-1) = (A-1') - B' B'	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / (U-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 (F-1) = (C-1) / E	前年度のエネルギー消費原単位 (G-1)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (H-1) = (F-1) / (G-1) × 100
1	工場等に係る事業の名称											(I-1)
	細分類番号							(名称:) (単位:)				
2	工場等に係る事業の名称											(I-1)
	細分類番号							(名称:) (単位:)				
3	工場等に係る事業の名称											(I-1)
	細分類番号							(名称:) (単位:)				
事業者全体			(S-1) (合計)	(S-1') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-1) (合計)	100%	V	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = (W-1) / (X-1) × 100
									(Z-1) = (I-1) + (I-2) + (I-3) + ...			

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㊉-1)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㊚-1)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㊕ (㊉-1) (㊘-1) (㊙-1) は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㊉-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㊀-1) ㊁㊁' (㊃-1) 及び事業者全体の (㊄-1) から (㊙-1) まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量 (㊀-1')」は、(㊀-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1-2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-2)	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-2')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C-2) = (A-2') - B-B'	(C-2) の構成割合 (%) (D-2) = (C-2) / (D-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 (F-2) = (C-2) / E	前年度のエネルギー消費原単位 (G-2)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (H-2) = (F-2) / (G-2) × 100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I-2) = (D-2) × (H-2) / 100
1	工場等に係る事業の名称												(I-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称												(I-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称												(I-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
事業者全体			(S-2) (合計)	(S-2') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-2) (合計)	100%	V	(W-2)	(X-2)	(Y-2) = (W-2) / (X-2) × 100	/
									(名称:) (単位:)				

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-2)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉕-2)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉖ (㉔-2) (㉘-2) (㉙-2) は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉑-2) ㉒ (㉑-2) (㉓-2) 及び事業者全体の (㉓-2) から (㉙-2) まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (㉑-2')」は、(㉑-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2-1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
			エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A'-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C-1) = (A'-1') - B - B'	(C'-1) の構成割合 (%) (D'-1) = (C'-1) / (U'-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要最適化評価原単位 (F'-1) = (C'-1) / E	前年度の電気需要最適化評価原単位 (G'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (H'-1) = (F'-1) / (G'-1) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I'-1) = (D'-1) × (H'-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称												(II'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称												(III'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
事業者全体			(S-1) (合計)	(S'-1') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U'-1) (合計)	V	(W'-1)	(X'-1)	(Y'-1) = (W'-1) / (X'-1) × 100	(Z'-1) = (I'-1) + (II'-1) + (III'-1) + ...	
								100%	(名称:) (単位:)				

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第3表 1－1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
 - 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-1)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉚'-1)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉕ (㉔'-1) (㉘'-1) (㉙'-1) は記入不要。
 - 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉑-1) (㉑'-1') ㉒ ㉒' (㉑'-1) 及び事業者全体の (㉑-1) から (㉙'-1) まで記入すること。
 - 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㉑'-1')」は、(㉑-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算 k1） (A)-2	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1） (A')-2'	販売した副生エネルギーの量（原油換算 k1） B	購入した未利用熱の量（原油換算 k1） B'	(C)-2 = (A')-2' × -B-B'	(C')-2 の構成割合 (%) (D')-2 = (C')-2 / (U')-2 × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要最適化評価原単位 (F')-2 = (C')-2 / E	前年度の電気需要最適化評価原単位 (G')-2	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (H')-2 = (F')-2 / (G')-2 × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I')-2 = (D')-2 × (H')-2 / 100
1	工場等に係る事業の名称												(I')-2
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称												(I')-2
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称												(I')-2
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
事業者全体			(S)-2 (合計)	(S')-2' (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U')-2 (合計)	100%	V	(W')-2	(X')-2	(Y')-2 = (W')-2 / (X')-2 × 100	/
									(名称:) (単位:)				

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第3表 1－1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
 - 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㊄'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㊄'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、㊄ (㊄'-2) (㊅'-2) (㊆'-2) は記入不要。
 - 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㊄'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㊀-2) (㊀'-2') ㊁ ㊁' (㊃'-2) 及び事業者全体の (㊄-2) から (㊆'-2) まで記入すること。
 - 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㊀'-2)」は、(㊀-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定一第4表 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	年度					5年度間平均 原単位変化
	年度	年度	年度	年度	年度	
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		㉠-1	㉡-1	㉢-1	㉣-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		㉠-2	㉡-2	㉢-2	㉣-2	

備考 特定一第3表1-1、1-2において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (㉠-1)、(㉠-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	年度					5年度間平均 原単位変化
	年度	年度	年度	年度	年度	
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉠'-1	㉡'-1	㉢'-1	㉣'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉠'-2	㉡'-2	㉢'-2	㉣'-2	

備考 特定一第3表2-1、2-2において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (㉠'-1)、(㉠'-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

3 非化石エネルギーの使用状況

3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象 となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

- 備考
- 1 3-1、3-2及び3-3では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
 - 2 3-1、3-2及び3-3の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
 - ① 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
 - ② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
 - ③ 特定第2表1-4に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
 - 3 3-1、3-2及び3-3の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 k1）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
 - 4 3-2及び3-3において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定一第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

- 1 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ) の理由
(ニ) の理由

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

- 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定一第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値 (単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			

- 備考 1 「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。
- 2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
- 3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。
- $$\text{達成率} = (\text{①} - \text{②}) / (\text{①} - \text{③})$$
- ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定一第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1-1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

- 備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第5 備考に規定する補正值により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。
- 2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
- 3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマスのみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量 (千 kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)	
設備に投入したエネルギー量 (GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量 (GJ)	
設備に投入した水素のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量 (GJ)	

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定一第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

I エネルギーの使用の合理化の基準	
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項	
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	<input type="checkbox"/> 全て含めている <input type="checkbox"/> 大半含めている <input type="checkbox"/> 一部含めている <input type="checkbox"/> 含めていない
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (整備完了予定年 年度)
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	<input type="checkbox"/> 配置済み <input type="checkbox"/> 一部配置している <input type="checkbox"/> 配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア. 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア. 設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
イ. 取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
ウ. ア. のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

I-2	
1 工場等单位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (整備予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(6) 休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001 の活用状況	<input type="checkbox"/> 認証取得している <input type="checkbox"/> 認証取得を検討している (取得予定年 年度) <input type="checkbox"/> 検討していない

特定一第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画 作成指針	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直前に提出した中長期計画書のIVの2に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称					
設備を設置した工場等の名称					
設備を設置した工場等の所在地	〒				
運転開始年月日					
設備容量(kW)					
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))					
設計効率(発電端・HHV)(%)					
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)					
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)					
設備に投入するエネルギー量(GJ)					
<table border="1"> <tr> <td>設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)</td> <td></td> </tr> </table>	設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)		設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)		
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)					
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)					
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項					

備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。

3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。

4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。

5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度														
設備の名称														
設備を設置した工場等の名称														
設備を設置した工場等の所在地	〒													
運転開始年月日														
設備容量 (kW)														
設計効率(発電端・HHV) (%)														
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))														
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)														
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)														
設備に投入したエネルギー量(GJ)														
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)														
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)														
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比 (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績	
月別実績効率 (発電端・HHV) (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項														

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
 (1) バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
 (2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定－第9表6の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第9表6の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
- 5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定一第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係 る事業の名 称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

特定一第11表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号				工場等に係る事 業の名称	エネルギーの使用 量(原油換算k1)
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定一第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、指定一第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、指定一第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考
- 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
 - 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
 - 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
 - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
 - 6 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の2に必要事項を記載すること。
 - 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定一第12表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

- 備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定-第12表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定-第12表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定-第12表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定-第12表の6の4に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 - 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 - 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 - 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 - 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定一総括表 認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

認定－第1表 事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
法人番号									
主たる事務所の所在地	〒								
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事業									
細分類番号					/				
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有・無 有の場合 変更前の事業者の名称 : 変更前の事業者の所在地 : 〒									

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定－第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度													
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量					
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量			
										数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ		
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl													
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl													
	揮発油	kl													
	ナフサ	kl													
	ジェット燃料油	kl													
	灯油	kl													
	軽油	kl													
	A重油	kl													
	B・C重油	kl													
	石油	t													
	アスファルト	t													
	石油コークス	t													
	液化石油ガス（LPG）	t													
	石油系炭化水素ガス	千m ³													
	液化天然ガス（LNG）	t													
	その他可燃性天然ガス	千m ³													
	輸入原料炭	t													
	コークス用原料炭	t													
	吹込用原料炭	t													
輸入一般炭	t														
国産一般炭	t														
輸入無煙炭	t														
石炭コークス	t														
コールタール	t														
コークス炉ガス	千m ³														
高炉ガス	千m ³														

その他使用した熱	他	うち 非化石	GJ																			
	その他	地熱	GJ																			
		温泉熱	GJ																			
		太陽熱	GJ																			
		雪氷熱	GJ																			
	その他	()	GJ																			
		()	GJ																			
	小計		GJ																			
	うち非化石		GJ																			
	電気事業者からの買電	電気事業者	千 kWh																			
うち非化石			千 kWh																			
上記以外の買電		オフサイト型 PPA (重み付けなし)	千 kWh																			
		オフサイト型 PPA (重み付けあり)	千 kWh																			
		自己託送 (非燃料由来の 非化石電気)	千 kWh																			
		上記以外の 自己託送	千 kWh																			
		うち非化石	千 kWh																			
		重み付け 非化石	千 kWh																			
		()	千 kWh																			
		うち非化石	千 kWh																			
自家発電	太陽光	千 kWh																				
		kW																				
	風力	千 kWh																				
		kW																				
	地熱	千 kWh																				
		kW																				

水力	千 kWh												
	kW												
その他 ()	千 kWh												
	kW												
非燃料由来の非化石 ()	千 kWh												
	kW												
その他 〔燃料〕	化石 千 kWh		※1							※1		※1	
	非化石 千 kWh		※1							※1		※1	
その他 〔熱〕	化石 千 kWh		※1							※1		※1	
	非化石 千 kWh		※1							※1		※1	
小計	千 kWh												
うち非化石	千 kWh												
重み付け 非化石	千 kWh												
合計 GJ													
うち非化石 GJ													
原油換算 kl													
うち非化石 kl													
前年度原油換算 kl													
対前年度比 (%)													

- 備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
- 2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量	
		数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1
月別	4月	千 kWh					
	5月	千 kWh					
	6月	千 kWh					
	7月	千 kWh					
	8月	千 kWh					
	9月	千 kWh					
	10月	千 kWh					
	11月	千 kWh					
	12月	千 kWh					
	1月	千 kWh					
	2月	千 kWh					
	3月	千 kWh					
時間帯別	出力制御 時間帯	千 kWh					
	需給が厳しい 時間帯	千 kWh					
	その他の時間帯	千 kWh					
合計							

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 k1 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 - 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

認定一第3表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係 る事業の名 称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

認定一第4表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号				工場等に係る事 業の名称	エネルギーの使用 量(原油換算kl)
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに認定一第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、認定一第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、認定一第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第5表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考
- 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
 - 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
 - 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
 - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第5表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
 - 6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第5表の2に必要事項を記載すること。
 - 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、認定一第5表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

- 備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第5表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第5表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第5表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第5表の6の4に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定-第1表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号					
当該工場等の名称					
当該工場等の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（ — — ） FAX（ — — ） メールアドレス				

指定-第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度										
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量				
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ			
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl										
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl										
	揮発油	kl										
	ナフサ	kl										
	ジェット燃料油	kl										
	灯油	kl										
	軽油	kl										
	A重油	kl										
	B・C重油	kl										
	石油 アスファルト	t										
	石油コークス	t										
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t									
		石油系炭化水素ガス	千m ³									
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t									
		その他可燃性天然ガス	千m ³									
	石炭	輸入原料炭	t									
		コークス用原料炭	t									
		吹込用原料炭	t									
		輸入一般炭	t									
		国産一般炭	t									
輸入無煙炭		t										
石炭コークス	t											
コールタール	t											
コークス炉ガス	千m ³											

	高炉ガス	千m ³									
	発電用高炉ガス	千m ³									
	転炉ガス	千m ³									
	その他	都市ガス	千m ³								
		()	千m ³								
	小計	GJ									
非化石燃料	黒液	t									
	木材	t									
	木質廃材	t									
	バイオエタノール	kl									
	バイオディーゼル	kl									
	バイオガス	千m ³									
	その他バイオマス	t									
	RDF	t									
	RPF	t									
	廃タイヤ	t									
	廃プラスチック	t									
	廃油	kl									
	廃棄物ガス	千m ³									
	混合廃材	t									
	水素	t									
	アンモニア	t									
その他	()	GJ									
	()	GJ									
	小計	GJ									
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ								
	産業用以外の蒸気	GJ									
	うち非化石	GJ									
	温水	GJ									
	うち非化石	GJ									
	冷水	GJ									

	その他	うち 非化石	GJ											
		()	GJ											
		うち 非化石	GJ											
	その他 使用した 熱	地熱	GJ											
		温泉熱	GJ											
		太陽熱	GJ											
		雪氷熱	GJ											
		()	GJ											
		()	GJ											
		小計	GJ											
	うち非化石	GJ												
	電気 電気事業者 からの 買電	電気事業者	千 kWh											
		うち非化石	千 kWh											
		オフサイト型 PPA (重み付けなし)	千 kWh											
オフサイト型 PPA (重み付けあり)		千 kWh												
自己託送 (非燃料由来の 非化石電気)		千 kWh												
上記以外の 自己託送		千 kWh												
うち非化石		千 kWh												
重み付け 非化石		千 kWh												
()		千 kWh												
うち非化石		千 kWh												
重み付け 非化石		千 kWh												
他事業所から の供給		千 kWh												
うち非化石		千 kWh												

	重み付け 非化石	千 kWh										
自家発電	太陽光	千 kWh										
		kW										
	風力	千 kWh										
		kW										
	地熱	千 kWh										
		kW										
	水力	千 kWh										
		kW										
	その他 ()	千 kWh										
		kW										
	非燃料由来の 非化石	()	千 kWh									
		()	kW									
	その他 (燃料)	化石	千 kWh		※1							
		非化石	千 kWh		※1							
その他 (熱)	化石	千 kWh		※1								
	非化石	千 kWh		※1								
	小計	千 kWh										
	うち非化石	千 kWh										
	重み付け 非化石	千 kWh										
合計 GJ												
うち非化石 GJ												
原油換算 k1					㉑			㉒		㉓		
うち非化石 k1												
前年度原油換算 k1												
対前年度比 (%)												

- 備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
- 2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度		
		使用量		
		数値	原油換算 kl	
月別	4月	千 kWh		
	5月	千 kWh		
	6月	千 kWh		
	7月	千 kWh		
	8月	千 kWh		
	9月	千 kWh		
	10月	千 kWh		
	11月	千 kWh		
	12月	千 kWh		
	1月	千 kWh		
	2月	千 kWh		
	3月	千 kWh		
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh		
	需給が厳しい時間帯	千 kWh		
	その他の時間帯	千 kWh		
合計		千 kWh		

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

備考 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1-4 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

指定-第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定-第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比 (%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称:) (単位:)	◎	

指定-第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比 (%)
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表@' -@'-@')}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表◎)}}$		

備考 @' は@の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比 (%)
電気需要最適化 評価原単位	= $\frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算 kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定-第4表㉔)}}$		

3 非化石エネルギーの使用状況

		年度	
非化石電気 の使用状況	= $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算 kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算 kl}}$		%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

- ① 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
- ② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定-第6表 過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		㉔	㉕	㉖	㉗	

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		<input type="checkbox"/> 月別 <input type="checkbox"/> 時間帯別				
	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉔'	㉕'	㉖'	㉗'	

3 非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標 年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定－第7表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定一第8表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(1) 空調設備、換気設備	空調設備、換気設備の管理	空調設備、換気設備に関する計測及び記録	空調設備、換気設備の保守及び点検	空調設備、換気設備の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(4) 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たつての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない

	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> BEMSを採用した <input type="checkbox"/> BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(5) - 2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(7) 業務用機器	業務用機器の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	業務用機器に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	業務用機器の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	業務用機器の新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			<input type="checkbox"/> 情報提供している <input type="checkbox"/> 一部の賃借事業者に情報提供している <input type="checkbox"/> 情報提供していない	

2-1 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目（設備）	運転の管理等	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(2-2) 空調設備、給湯設備	空調設備、給湯設備の管理	空調設備、給湯設備に関する計測及び記録	空調設備、給湯設備の保守及び点検	空調設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(2-2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない

(4) 熱の動力等への変換の合理化					
(4-1) 蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理		蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(4-2) 発電専用設備	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組		発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
(4-2)-2 太陽光発電設備等	熱利用 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	バイオマス・水素・アンモニア混焼 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない 副生物混焼 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない				
(4-3) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組		コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止	熱利用 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	バイオマス・水素・アンモニア混焼 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない 副生物混焼 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない				
(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止			熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置
			計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない

		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化				
(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

2-2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力（kW）						
設備の用途						
実績効率（％）						
設計効率（％）						
燃料種ごとの基本情報						
	燃料種					
	年間使用量（GJ）					
	熱量構成比（％）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
	バイオマスの種類					
	設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
	副生物・廃棄物の種類					
	その他設備の高効率化に向けた取組					
調整力稼働による補正值（％）						

- 備考 1 本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2 「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3 「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4 「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5 「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定－第9表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

指定-第10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考1(2)掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定-第10表の3にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第10表の1の備考1(1)に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定-第10表の3に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定－第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定－第2表1－1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置しているすべての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置しているすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置しているすべての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置しているすべての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定－第2表1－1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の下に注記すること。
- 15 特定－第2表1－1、特定－第4表、特定－第6表、指定－第2表、指定－第4表、指定－第5表及び指定－第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第4表及び指定－第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

- 16 特定－第3表の欄⑥及び指定－第4表の欄⑦の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてそ

の際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

- 1 7 特定一第3表及び指定一第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 1 8 特定一第3表1-1、1-2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉔)について検討すること。
- (3) ㉔がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の㉔に換算可能であり、事業者全体の原単位(㉕-1)が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位(㉕-1)を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)
 - ②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A-1')
 - ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ B
 - ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ B'
 - ⑤ (A-1') - B - B'・・・ (C-1)
 - ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ E
 - ⑦事業分類ごとの (C-1) 及びEを事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (U-1)、(V-1)を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位(㉕-1) = (U-1) / (V-1) が求められる。
 - ⑧ (㉕-1) と前年度の原単位 (X-1) の比・・・ (Y-1)
- (4) Eが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位(㉕-1)が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比(Z-1)を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)
 - ②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A-1')
 - ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ B
 - ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ B'
 - ⑤ (A-1') - B - B'・・・ (C-1)
 - ⑥事業分類ごとの (C-1) の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)・・・ (D-1)
 - ⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ E
 - ⑧エネルギー消費原単位・・・ (C-1) / E = (F-1)
 - ⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・ (G-1)
 - ⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (%)・・・ (H-1)
 - ⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (H-1) を (D-1) の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。(Z-1) = (①-1) + (②-1) + (③-1) +・・・
- 1 9 特定一第3表2-1、2-2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、(C-1)の構成割合(D-1)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(E)については、特定一第3表1における算定と同じとすること。
- (1) Eがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のEに換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(㉖'-1)が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(㉖'-1)を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)
 - ②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A')

-1')

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ ㉔

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ ㉔'

⑤ (㉔-1') - ㉔ - ㉔' ... (㉔'-1)

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ㉕

⑦事業分類ごとの (㉔'-1) 及び ㉕ を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (㉕'-1)、㉖ を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (㉖'-1) = (㉕'-1) / ㉖ が求められる。

⑧ (㉖'-1) と前年度の前単位 (㉘'-1) の比・・・ (㉙'-1)

(2) ㉕ が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (㉖'-1) が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (㉚'-1) を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (㉔-1)

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (㉔'-1)

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ ㉔

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ ㉔'

⑤ (㉔-1') - ㉔ - ㉔' ... (㉔'-1)

⑥事業分類ごとの㉔の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%) ... (㉕-1)

⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ㉕

⑧電気需要最適化評価原単位 ... (㉔'-1) / ㉕ = (㉕'-1)

⑨前年度の電気需要最適化評価原単位 ... (㉘'-1)

⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) ... (㉙'-1)

⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (㉙'-1) を (㉕-1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 (㉚'-1) = (㉑'-1) + (㉒'-1) + (㉓'-1) + ...

2 0 特定一第4表及び指定一第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定一第3表1及び2において事業者全体の原単位 (㉖-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (㉖'-1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に (㉚-1) 及び (㉚'-1) を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定一第3表3及び4において事業者全体の原単位 (㉖-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (㉖'-1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に (㉚-1) 及び (㉚'-1) を記入すること。

2 1 特定一第4表及び指定一第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

5年度間平均原単位変化 (%) = ((㉑-1) × (㉒-1) × (㉓-1) × (㉔-1))^{1/4} (%) 又は

5年度間平均原単位変化 (%) = (㉑ × ㉒ × ㉓ × ㉔)^{1/4} (%)

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

5年度間平均原単位変化 (%) = ((㉑'-1) × (㉒'-1) × (㉓'-1) × (㉔'-1))^{1/4} (%) 又は

5年度間平均原単位変化 (%) = (㉑' × ㉒' × ㉓' × ㉔')^{1/4} (%)

2 2 特定一第5表は、例えば「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。

2 3 特定一第6表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標

の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

- 2 4 特定一第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。
- 2 5 特定一第8表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。
- 2 6 特定一第10表は、特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。
- 2 7 特定一第11表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。
- 2 8 特定一第12表及び指定一第10表の記入に当たっては、特定一第12表及び指定一第10表に記載された備考欄を参照すること。
- 2 9 指定一第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 3 0 指定一第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定一第2表欄外に記入すること。
- 3 1 指定一第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 3 2 指定一第8表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第5条第1項第1号）に該当する場合は1、それ以外の工場等（法第5条第1項第2号）に該当する場合は2について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 3 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 3 4 認定一第2表、第3表、第4表、第5表の記入に当たっては、特定一第2表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

認定管理統括事業者に係る認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

1. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者の概要

(1) 認定管理統括事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

(2) 管理関係事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

2. 認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となる者の関係

--

3. エネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理の概要

--

4. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者が設置している全ての工場等のエネルギーの使用量の合計量

(年度)	原油換算kl
--------------	--------

5. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号				エネルギーの使用量（原油換算 k1）
		事業の名称				
	〒					
	〒					
	〒					

6. その他

--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

○認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となる者の関係を証明する書類 【別添1】

○エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理が行われていることを証明する書類 【別添2】

認定管理統括事業者に係る不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けの認定申請については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 2 認定をしない理由を具体的に記載する。

認定管理統括事業者に係る認定取消し通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定管理統括事業者については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 3 1 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 2 法第 3 1 条第 2 項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1. 連携省エネルギー措置を実施する者の概要

(1) 代表申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (— —) FAX (— —) メールアドレス

(2) 共同申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (— —) FAX (— —) メールアドレス

2. 連携省エネルギー措置の目標

--

3. 連携省エネルギー措置の内容

--

(チェック欄)

連携省エネルギー措置の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。	
---------------------------------------	--

4. 連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間

実施場所	
実施期間	
※計画の実施の始期及び終期を記載すること。	

5. 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

6. 連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 資金調達計画

年度	実施者	使途項目	調達先（千円）				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
備考							

(2) 支援措置の利用

連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1. 有り（ 2. 無し
-------------------------------	-----------------

7. その他

--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 複数の連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

○連携省エネルギー措置の概念図

【別添1】

連携省エネルギー計画の不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 認定をしない理由を具体的に記載する。

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた連携省エネルギー計画について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 5 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。

1. 変更事項の内容

--

2. 変更時期

--

3. 変更理由

--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 複数の連携省エネルギー計画について変更の認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

認定連携省エネルギー計画の変更不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 認定をしない理由を具体的に記載する。

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた連携省エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 5 1 条第 2 項の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

認定連携省エネルギー計画の認定取消し通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした連携省エネルギー計画については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 51 条第 3 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
 - 2 認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

※受理年月日	
※処理年月日	

定 期 報 告 書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人名 (英語表記)
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 5 3 条の規定に基づき、
次のとおり報告します。

第1表 事業者の名称等

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
担当者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 勤務地 〒 電話 (— —)) FAX (— —)) メールアドレス				

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度										
			連携省エネルギー措置を踏まえた使用量				他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量	販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量			
			連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量								
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	k1											
	原油のうちコンデンセート（NGL）	k1											
	揮発油	k1											
	ナフサ	k1											
	ジェット燃料油	k1											
	灯油	k1											
	軽油	k1											
	A重油	k1											
	B・C重油	k1											
	石油アスファルト	t											
	石油コークス	t											
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t										
		石油系炭化水素ガス	千m ³										
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t										
		その他可燃性天然ガス	千m ³										
	石炭	輸入原料炭	t										
		コークス用原料炭	t										
		吹込用原料炭	t										
		輸入一般炭	t										
		国産一般炭	t										
輸入無煙炭		t											
石炭コークス	t												
コールタール	t												
コークス炉ガス	千m ³												
高炉ガス	千m ³												

	その他	()	GJ																		
		うち 非化石	GJ																		
	その他 使用した 熱	地熱		GJ																	
		温泉熱		GJ																	
		太陽熱		GJ																	
		雪氷熱		GJ																	
		その他	()	GJ																	
	()		GJ																		
	小計		GJ																		
	うち非化石		GJ																		
	電気 事 業 者 か ら の 買 電	電気事業者	千 kWh																		
うち非化石			千 kWh																		
オフサイト型 PPA (重み付けなし)		千 kWh																			
オフサイト型 PPA (重み付けあり)		千 kWh																			
自己託送 (非燃料由来の 非化石電気)		千 kWh																			
上記以外の 自己託送		千 kWh																			
うち非化石		千 kWh																			
重み付け 非化石		千 kWh																			
()		千 kWh																			
うち非化石		千 kWh																			
重み付け 非化石		千 kWh																			
自家 発 電		太陽光	千 kWh																		
			kW																		
		風力	千 kWh																		
	kW																				
	地熱	千 kWh																			
		kW																			

	水力	千 kWh												
		kW												
	その他 ()	千 kWh												
		kW												
	非燃料由来の 非化石	千 kWh												
		kW												
	その他 〔燃料〕	化石 千 kWh		※1		※1								
		非化石 千 kWh		※1		※1								
	その他 〔熱〕	化石 千 kWh		※1		※1								
		非化石 千 kWh		※1		※1								
	小計		千 kWh											
	うち非化石		千 kWh											
	重み付け 非化石		千 kWh											
	合計 GJ													
うち非化石 GJ														
原油換算 k1														
うち非化石 k1														
前年度原油換算 k1														
対前年度比 (%)														

- 備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
- 2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

第3表 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算kl) (A)	販売した副生エネルギーの量(原油換算kl) B	購入した未利用熱の量(原油換算kl) B'	$C = (A) - (B) - (B)'$ U	①の構成割合(%) $\text{①} = C / U \times 100$	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 $F = C / E$	前年度のエネルギー消費原単位 G	エネルギー消費原単位の対前年度比(%) $H = F / G \times 100$	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度(%) $I = U \times H / 100$	
1	工場等に係る事業の名称												①
	細分類番号								(名称:) (単位:)				
2	工場等に係る事業の名称												②
	細分類番号								(名称:) (単位:)				
3	工場等に係る事業の名称												③
	細分類番号								(名称:) (単位:)				
事業者全体			(S) (合計)	T (合計)	T' (合計)	U (合計)	100%	V	W	X	$Y = W / X \times 100$	Z = ①+②+③+...	
								(名称:) (単位:)					

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉕)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉖、㉗、㉘、㉙は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔)」が算出できる場合は、事業分類ごとの㉑、㉒、㉒'、㉓及び事業者全体の㉑から㉙まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (㉑)」は、非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

第4表 連携省エネルギー措置に関する事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		㉑	㉒	㉓	㉔	

備考 第3表において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%) ㉒」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 第2表1の使用量の欄には、連携省エネルギー措置に係る工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 5 第2表1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 6 第2表1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 7 第2表1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 8 第2表1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 9 販売した電気の量は、第2表1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 10 第2表1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 11 第2表1のうち GJ を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を TJ (テラジュール)、PJ (ペタジュール) に代えて記入することができる。
- 12 第2表1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を第2表1の下に注記すること。
- 13 第2表1、第4表1の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$

- 14 第3表の欄㊸「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 15 第3表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 16 第3表における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする。
 - (1) 連携省エネルギー措置に係るすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
 - (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㊸)について検討する。
 - (3) ㊸がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の㊸に換算可能であり、事業者全体の原単位㊸が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位㊸を求める。
 - ①非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）
・・・㊸
 - ②販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・㊸
 - ③購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・㊸'
 - ④㊸-㊸-㊸'・・・㊸

- ⑤生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑤
- ⑥事業分類ごとの③及び④を事業者全体で合計し、それぞれの合計値⑩、⑪を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位⑫=⑩/⑪が求められる。
- ⑬⑫と前年度の原単位⑭の比・・・⑮

(4) ⑥が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位⑫が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比⑯を求める。

- ①非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）
・・・①

- ②販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ ②

- ③購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ ③'

- ④①-②-③'・・・④

- ⑤事業分類ごとの④の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・⑤

- ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑥

- ⑦エネルギー消費原単位・・・④/⑥=⑦

- ⑧前年度のエネルギー消費原単位・・・⑧

- ⑨事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・⑨

- ⑩事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比⑨を⑤の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。⑯=①+②+③+・・・

1.7 第4表1の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

・エネルギー消費原単位

$$5\text{年度間平均原単位変化}(\%) = (\text{J} \times \text{K} \times \text{L} \times \text{M})^{1/4} (\%)$$

エネルギー使用合理化基準適合書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 8 4 条第 2 項、第 8 5 条第 2 項、第 8 6 条第 2 項又は第 8 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり以下の事業者が同法第 5 条第 1 項に規定する判断の基準に適合したことを証明する。

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
調査番号	登録調査機関名 第 号
備考	

なお、上記事業者の主たる事務所並びに第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等及び第二種管理関係エネルギー管理指定工場等については、次表のとおり証明する。

交付日： 年 月 日

〔登録調査機関名〕

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 調査番号の項は、登録調査機関が交付する場合に限り記載すること。
 - 3 交付日には、本書面を事業者に交付した日を記入すること。
 - 4 第 1 表「現在の指定区分」の欄には、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の別を記入すること。

第1表 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の設置する工場等の一覧及び調査状況

現在の 指定区分	エネルギー管理 指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	調査年月日 調査員氏名	備考
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		

※受理年月日	
※処理年月日	

殿

年 月 日

住 所
登録調査機関名
代表者氏名

確認調査結果報告書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 8 4 条第 3 項、第 8 5 条第 3 項、第 8 6 条第 3 項又は第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定一第1表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
法人名	
法人名（英語表記）	
法人番号	
銘柄コード	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話（ — — ） FAX（ — — ） メールアドレス
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称 ： 変更前の事業者の所在地 ：〒	有・無

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定一第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度												
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量				
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量		
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	A重油	kl												
	B・C重油	kl												
	石油アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t											
		石油系炭化水素ガス	千m ³											
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t											
その他可燃性天然ガス		千m ³												
石炭	輸入原料炭	t												
	コークス用原料炭	t												
	吹込用原料炭	t												
	輸入一般炭	t												
	国産一般炭	t												
	輸入無煙炭	t												
石炭コークス	t													
コールタール	t													
コークス炉ガス	千m ³													

電 気	その他	()	GJ																		
		うち 非化石	GJ																		
	その他 使用した熱	地熱	GJ																		
		温泉熱	GJ																		
		太陽熱	GJ																		
		雪氷熱	GJ																		
	その他熱	()	GJ																		
		()	GJ																		
	小計		GJ																		
	うち非化石		GJ																		
	電気事業者からの買電	電気事業者	千 kWh																		
		うち非化石	千 kWh																		
	上記以外の買電	オフサイト型 PPA (重み付けなし)	千 kWh																		
		オフサイト型 PPA (重み付けあり)	千 kWh																		
自己託送 (非燃料由来の 非化石電気)		千 kWh																			
上記以外の 自己託送		千 kWh																			
うち非化石		千 kWh																			
重み付け 非化石		千 kWh																			
()		千 kWh																			
うち非化石		千 kWh																			
重み付け 非化石		千 kWh																			
自家発電		太陽光	千 kWh																		
	kW																				
	風力	千 kWh																			
		kW																			

地熱	千 kWh												
	kW												
水力	千 kWh												
	kW												
その他 ()	千 kWh												
	kW												
非燃料由来の非化石	千 kWh												
	kW												
その他 (燃料)	化石	千 kWh		※1							※1		※1
	非化石	千 kWh		※1							※1		※1
その他 (熱)	化石	千 kWh		※1							※1		※1
	非化石	千 kWh		※1							※1		※1
小計	千 kWh												
うち非化石	千 kWh												
重み付け 非化石	千 kWh												
合計 GJ													
うち非化石 GJ													
原油換算 kl				㊟-1				㊟		㊟'		㊟-2	
うち非化石 kl													
前年度原油換算 kl													
対前年度比 (%)													

- 備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
- 2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度						
		使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量		
		数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1	
月別	4月	千 kWh						
	5月	千 kWh						
	6月	千 kWh						
	7月	千 kWh						
	8月	千 kWh						
	9月	千 kWh						
	10月	千 kWh						
	11月	千 kWh						
	12月	千 kWh						
	1月	千 kWh						
	2月	千 kWh						
	3月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh						
	需給が厳しい時間帯	千 kWh						
	その他の時間帯	千 kWh						
合計								

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 k1 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 - 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
		GJ・kWh	kl	
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

1-1 エネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C-1) = (A-1) - B' (C-1) = (A-1) - B'	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / (U-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 (F-1) = (C-1) / E	前年度のエネルギー消費原単位 (G-1)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (H-1) = (F-1) / (G-1) × 100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I-1) = (D-1) × (H-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称												(I-1)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称												(I-1)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称												(I-1)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
事業者全体			(S-1) (合計)	(S-1') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-1) (合計)	100%	V	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = (W-1) / (X-1) × 100	/
									(名称:) (単位:)				

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-1)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉕-1)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉖ (㉔-1) (㉘-1) (㉙-1) は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉑-1) ㉒ (㉑-1) 及び事業者全体の (㉓-1) から (㉙-1) まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量 (㉑-1')」は、(㉑-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1-2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-2)	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A-2')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C-2) = (A-2') - B-B'	(C-2) の構成割合 (%) (D-2) = (C-2) / (D-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギー消費原単位 (F-2) = (C-2) / E	前年度のエネルギー消費原単位 (G-2)	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (H-2) = (F-2) / (G-2) × 100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I-2) = (D-2) × (H-2) / 100
1	工場等に係る事業の名称												(I-2)
	細分類番号								(名称:) (単位:)				
2	工場等に係る事業の名称												(I-2)
	細分類番号								(名称:) (単位:)				
3	工場等に係る事業の名称												(I-2)
	細分類番号								(名称:) (単位:)				
事業者全体			(S-2) (合計)	(S-2') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U-2) (合計)	100%	V	(W-2)	(X-2)	(Y-2) = (W-2) / (X-2) × 100	
										(名称:) (単位:)			

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-2)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉕-2)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉖ (㉔-2) (㉘-2) (㉙-2) は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位 (㉔-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉑-2) ㉒ (㉑-2) 及び事業者全体の (㉓-2) から (㉙-2) まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (㉑-2')」は、(㉑-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2-1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
			エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A'-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A'-1')	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C'-1) = (A'-1') - B - B'	(C'-1) の構成割合 (%) (D'-1) = (C'-1) / (U'-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要最適化評価原単位 (F'-1) = (C'-1) / E	前年度の電気需要最適化評価原単位 (G'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (H'-1) = (F'-1) / (G'-1) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I'-1) = (D'-1) × (H'-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
事業者全体			(S-1) (合計)	(S'-1') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U'-1) (合計)	100%	V	(W'-1)	(X'-1)	(Y'-1) = (W'-1) / (X'-1) × 100	/
			(名称:) (単位:)				(Z'-1) = (I'-1) + (I'-2) + ...						

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
 - 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㊄'-1)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㊄'-1)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、㊄ (㊄'-1) (㊅'-1) (㊆'-1) は記入不要。
 - 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㊄'-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㊀-1) (㊀'-1) ㊁ ㊁' (㊃'-1) 及び事業者全体の (㊄-1) から (㊆'-1) まで記入すること。
 - 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㊀'-1')」は、(㊀-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
			エネルギーの使用量(原油換算 k1) (A'-2)	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(原油換算 k1) (A'-2')	販売した副生エネルギーの量(原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量(原油換算 k1) B'	(C'-2) = (A'-2') × -B-B'	(C'-2) の構成割合 (%) (D'-2) = (C'-2) / (U'-2) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要最適化評価原単位 (F'-2) = (C'-2) / E	前年度の電気需要最適化評価原単位 (G'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (H'-2) = (F'-2) / (G'-2) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I'-2) = (D'-2) × (H'-2) / 100
1	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称												(I'-2)
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
事業者全体			(S-2) (合計)	(S'-2') (合計)	T (合計)	T' (合計)	(U'-2) (合計)	100%	V	(W'-2)	(X'-2)	(Y'-2) = (W'-2) / (X'-2) × 100	/
									(名称:) (単位:)				

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第3表 1－1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
 - 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㊦'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㊧'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、㊦ (㊦'-2) (㊨'-2) (㊩'-2) は記入不要。
 - 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㊦'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㊤-2) (㊤'-2') (㊦) (㊦') (㊧'-2) 及び事業者全体の (㊨-2) から (㊩'-2) まで記入すること。
 - 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㊤'-2')」は、(㊤-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定一第4表 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	年度					5年度間平均 原単位変化
	年度	年度	年度	年度	年度	
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		㉠-1	㉡-1	㉢-1	㉣-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		㉠-2	㉡-2	㉢-2	㉣-2	

備考 特定一第3表1-1、1-2において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比 (%) (㉡-1)、(㉡-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	年度					5年度間平均 原単位変化
	年度	年度	年度	年度	年度	
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉠'-1	㉡'-1	㉢'-1	㉣'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉠'-2	㉡'-2	㉢'-2	㉣'-2	

備考 特定一第3表2-1、2-2において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (㉡'-1)、(㉡'-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入すること。

3 非化石エネルギーの使用状況

3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象 となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 k1)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

- 備考 1 3-1、3-2及び3-3では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
- 2 3-1、3-2及び3-3の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
- ① 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
 - ② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
 - ③ 特定第2表1-4に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
- 3 3-1、3-2及び3-3の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 k1）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
- 4 3-2及び3-3において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定一第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

- 1 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ) の理由
(ニ) の理由

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

- 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定一第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値 (単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			

- 備考 1 「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。
- 2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
- 3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。
 達成率 = (① - ②) / (① - ③)
 ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定一第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1-1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

--

- 備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第5 備考に規定する補正值により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。
- 2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
- 3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマスのみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量 (千 kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)	
設備に投入したエネルギー量 (GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量 (GJ)	
設備に投入した水素のエネルギー量 (GJ)	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量 (GJ)	

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定一第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

		対象項目別評価点
I エネルギーの使用の合理化の基準		
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項		
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない	
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	<input type="checkbox"/> 全て含めている <input type="checkbox"/> 大半含めている <input type="checkbox"/> 一部含めている <input type="checkbox"/> 含めていない	
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (整備完了予定年 年度)	
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	<input type="checkbox"/> 配置済み <input type="checkbox"/> 一部配置している <input type="checkbox"/> 配置していない	
①エネルギー管理統括者の責務 ア. 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
③現場実務を管理する者の責務 ア. 設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
イ. 取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
ウ. ア. のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

善を行うこと。		
(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
I-2		
1 工場等単位、設備単位での基本的実施事項		
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (整備予定年 年度)	
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(6) 休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置		
ISO50001 の活用状況	<input type="checkbox"/> 認証取得している <input type="checkbox"/> 認証取得を検討している (取得予定年 年度) <input type="checkbox"/> 検討していない	
全体評価	総合評価点 点 評価結果 判断基準に適合している	

特定一第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画 作成指針	該当する工場等	中長期計画書記 載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のIVの2に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称					
設備を設置した工場等の名称					
設備を設置した工場等の所在地	〒				
運転開始年月日					
設備容量(kW)					
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))					
設計効率(発電端・HHV)(%)					
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)					
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)					
設備に投入するエネルギー量(GJ)					
<table border="1"> <tr> <td>設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)</td> <td></td> </tr> </table>	設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)		設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)		
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)					
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)					
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項					

- 備考
- 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
 - 2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
 - 3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
 - 4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
 - 5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度														
設備の名称														
設備を設置した工場等の名称														
設備を設置した工場等の所在地	〒													
運転開始年月日														
設備容量 (kW)														
設計効率(発電端・HHV) (%)														
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))														
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)														
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)														
設備に投入したエネルギー量(GJ)														
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)														
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)														
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比 (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績	
月別実績効率 (発電端・HHV) (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項														

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- (1) バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
 - (2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定－第9表6の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第9表6の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
- 5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定一第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係 る事業の名 称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

特定一第11表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号				工場等に係る事 業の名称	エネルギーの使用 量(原油換算k1)
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定一第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、指定一第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、指定一第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考
- 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
 - 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
 - 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
 - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定-第12表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
 - 6 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定-第12表の2に必要事項を記載すること。
 - 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定一第12表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定-第12表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定-第12表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定-第12表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定-第12表の6の4に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 - 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 - 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考
- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 - 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 - 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定一総括表 認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

認定一第1表 事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									
法人番号									
主たる事務所の所在地	〒								
代表者の役職名									
代表者の氏名									
主たる事業									
細分類番号					/				
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有・無 有の場合 変更前の事業者の名称 : 変更前の事業者の所在地 : 〒									

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定一第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度																	
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量									
										連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量							
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ						
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl																	
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl																	
	揮発油	kl																	
	ナフサ	kl																	
	ジェット燃料油	kl																	
	灯油	kl																	
	軽油	kl																	
	A重油	kl																	
	B・C重油	kl																	
	石油	t																	
	石油コークス	t																	
	石油	液化石油ガス（LPG）	t																
		石油系炭化水素ガス	千m ³																
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t																
		その他可燃性天然ガス	千m ³																
	石炭	輸入原料炭	t																
		コークス用原料炭	t																
		吹込用原料炭	t																
		輸入一般炭	t																
		国産一般炭	t																
輸入無煙炭		t																	
石炭コークス		t																	
コールタール	t																		
コークス炉ガス	千m ³																		
高炉ガス	千m ³																		

その他	()	kW											
		千 kWh											
非燃料由来の非化石	()	kW											
		千 kWh											
その他 燃料	化石	千 kWh		※1						※1		※1	
		千 kWh		※1						※1		※1	
その他 熱	化石	千 kWh		※1						※1		※1	
		千 kWh		※1						※1		※1	
小計		千 kWh											
うち非化石		千 kWh											
重み付け 非化石		千 kWh											
合計 GJ													
うち非化石 GJ													
原油換算 kl													
うち非化石 kl													
前年度原油換算 kl													
対前年度比 (%)													

- 備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
- 2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度						
		使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量		
		数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1	数値	原油換算 k1	
月別	4月	千 kWh						
	5月	千 kWh						
	6月	千 kWh						
	7月	千 kWh						
	8月	千 kWh						
	9月	千 kWh						
	10月	千 kWh						
	11月	千 kWh						
	12月	千 kWh						
	1月	千 kWh						
	2月	千 kWh						
	3月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh						
	需給が厳しい時間帯	千 kWh						
	その他の時間帯	千 kWh						
合計								

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 k1 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気			GJ・kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 - 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

認定一第3表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係 る事業の名 称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

認定一第4表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号				工場等に係る事 業の名称	エネルギーの使用 量 (原油換算k1)
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに認定一第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、認定一第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、認定一第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第5表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考
- 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
 - 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
 - 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
 - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第5表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
 - 6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第5表の2に必要事項を記載すること。
 - 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

- 備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、認定一第5表の1の備考4（1）に掲げる量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第5表の4の1及び4の2に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第5表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第5表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第5表の6の4に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定-第1表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号					
当該工場等の名称					
当該工場等の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（ — — ） FAX（ — — ） メールアドレス				

指定一第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度										
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量				
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ			
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl										
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl										
	揮発油	kl										
	ナフサ	kl										
	ジェット燃料油	kl										
	灯油	kl										
	軽油	kl										
	A重油	kl										
	B・C重油	kl										
	石油 アスファルト	t										
	石油コークス	t										
	石油 ガス	液化石油ガス（LPG）	t									
		石油系炭化水素ガス	千m ³									
	可燃性 天然 ガス	液化天然ガス（LNG）	t									
		その他可燃性天然ガス	千m ³									
	石炭	輸入原料炭	t									
		コークス用原料炭	t									
		吹込用原料炭	t									
		輸入一般炭	t									
		国産一般炭	t									
輸入無煙炭		t										
石炭コークス		t										
コールタール	t											
コークス炉ガス	千m ³											

	高炉ガス	千m ³								
	発電用高炉ガス	千m ³								
	転炉ガス	千m ³								
その他	都市ガス	千m ³								
	()	千m ³								
	小計	GJ								
非化石燃料	黒液	t								
	木材	t								
	木質廃材	t								
	バイオエタノール	kl								
	バイオディーゼル	kl								
	バイオガス	千m ³								
	その他バイオマス	t								
	RDF	t								
	RPF	t								
	廃タイヤ	t								
	廃プラスチック	t								
	廃油	kl								
	廃棄物ガス	千m ³								
	混合廃材	t								
	水素	t								
	アンモニア	t								
	その他	()	GJ							
()		GJ								
	小計	GJ								
他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ								
	うち非化石	GJ								
	産業用以外の蒸気	GJ								
	うち非化石	GJ								
	温水	GJ								
	うち非化石	GJ								
	冷水	GJ								

	その他	うち 非化石	GJ																			
		()	GJ																			
		うち 非化石	GJ																			
	その他 使用した 熱	地熱	GJ																			
		温泉熱	GJ																			
		太陽熱	GJ																			
		雪氷熱	GJ																			
		()	GJ																			
		()	GJ																			
	小計		GJ																			
	うち非化石		GJ																			
	電 気	電 気 事 業 者 か ら の 買 電	電気事業者	千 kWh																		
			うち非化石	千 kWh																		
		上 記 以 外 の 買 電	オフサイト型 PPA (重み付けなし)	千 kWh																		
			オフサイト型 PPA (重み付けあり)	千 kWh																		
			自己託送 (非燃料由来の 非化石電気)	千 kWh																		
上記以外の 自己託送			千 kWh																			
うち非化石			千 kWh																			
重み付け 非化石			千 kWh																			
()			千 kWh																			
うち非化石			千 kWh																			
重み付け 非化石			千 kWh																			
他事業所から の供給			千 kWh																			
うち非化石			千 kWh																			

自家発電	重み付け 非化石	千 kWh									
	太陽光	千 kWh									
		kW									
	風力	千 kWh									
		kW									
	地熱	千 kWh									
		kW									
	水力	千 kWh									
		kW									
	その他 非燃料由来の非化石	()	千 kWh								
			kW								
		()	千 kWh								
			kW								
	その他 燃料	化石	千 kWh		※1						
非化石		千 kWh		※1							
その他 熱	化石	千 kWh		※1							
	非化石	千 kWh		※1							
小計		千 kWh									
うち非化石		千 kWh									
重み付け 非化石		千 kWh									
合計 GJ											
うち非化石 GJ											
原油換算 k1				㊸				㊹		㊺'	
うち非化石 k1											
前年度原油換算 k1											
対前年度比 (%)											

- 備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生するために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
- 2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度		
		使用量		
		数値	原油換算 kl	
月別	4月	千 kWh		
	5月	千 kWh		
	6月	千 kWh		
	7月	千 kWh		
	8月	千 kWh		
	9月	千 kWh		
	10月	千 kWh		
	11月	千 kWh		
	12月	千 kWh		
	1月	千 kWh		
	2月	千 kWh		
	3月	千 kWh		
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh		
	需給が厳しい時間帯	千 kWh		
	その他の時間帯	千 kWh		
合計		千 kWh		

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

備考 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1-4 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
<input type="checkbox"/> 熱 <input type="checkbox"/> 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

指定一第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定一第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比 (%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称:) (単位:)	◎	

指定一第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比 (%)
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表①' -⑥-⑥')}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表◎)}}$		

備考 ①' は①の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比 (%)
電気需要最適化 評価原単位	= $\frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算 kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定-第4表㉔)}}$		

3 非化石エネルギーの使用状況

		年度	
非化石電気 の使用状況	= $\frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算 kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算 kl}}$		%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

- ①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
- ②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定-第6表 過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		㉔	㉕	㉖	㉗	

2 電気需要最適化評価原単位

	電気の使用量の集計区分		<input type="checkbox"/> 月別		<input type="checkbox"/> 時間帯別	
	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉔'	㉕'	㉖'	㉗'	

3 非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標 年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定一第7表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定一第8表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置	対象項目別評価 点
(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たつての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たつての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たつての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(4) 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たつての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		

BEMS				BEMSの新設・更新に当た る措置 <input type="checkbox"/> BEMSを採用した <input type="checkbox"/> BEMSを採用していな い	
(5) - 1 ガスター ビン、蒸気タービン、 ガスエンジン等専ら発 電のみに供される設備 (発電専用設備)、コ ージェネレーション設 備	発電専用設備、コージェネレ ーション設備の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の 状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	発電専用設備、コージェネレ ーション設備に関する計測及 び記録 計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	発電専用設備、コージェネレ ーション設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	発電専用設備、コージェネレ ーション設備の新設・更新に 当たった措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基 準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基 準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・ 更新していない	
(5) - 2 太陽光発 電設備等			太陽光発電設備等の保守及び 点検 保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(6) 事務用機器、 民生用機器	事務用機器の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の 状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			事務用機器、民生用機器の新 設・更新に当たった措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基 準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基 準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・ 更新していない	
(7) 業務用機器	業務用機器の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の 状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	業務用機器に関する計測及び 記録 計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	業務用機器の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	業務用機器の新設・更新に当 たった措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基 準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基 準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・ 更新していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借してい る事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量につ いての情報提供			<input type="checkbox"/> 情報提供している <input type="checkbox"/> 一部の賃借事業者に情報提供している <input type="checkbox"/> 情報提供していない		
全体評価			総合評価点 点 評価結果 判断基準に適合している		

2-1 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置	対象項目別評価点
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化					
(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(2-2) 空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(2-2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない	

	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
(4) 熱の動力等への変換の合理化					
(4-1) 蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理	蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(4-2) 発電専用設備	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(4-2)-2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(4-3) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止					

(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置	
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化					
(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない	
全体評価		総合評価点 点 評価結果 判断基準に適合している			

2-2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称					
施設番号（設備の名称）					
型式					
出力（kW）					
設備の用途					
実績効率（%）					
設計効率（%）					
燃料種ごとの基本情報					
燃料種					
年間使用量（GJ）					
熱量構成比（%）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無					
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）					
高効率化に向けた取組					
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
バイオマスの種類					
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組					
調整力稼働による補正值（%）					

- 備考 1 本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2 「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3 「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4 「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5 「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定-第9表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

指定-第10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考1(2)掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定-第10表の3にも必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第10表の1の備考1(1)に掲げる量を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定-第10表の3に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定一第 1 表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定一第 2 表 1-1 の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置しているすべての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置しているすべての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置しているすべての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置しているすべての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定一第 2 表 1-1 には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定一第 2 表 1-1 及び指定一第 2 表 1-1 の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定一第 2 表 1-1 及び指定一第 2 表 1-1 の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定一第 2 表 1-1 及び指定一第 2 表 1-1 の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定一第 2 表 1-1 及び指定一第 2 表 1-1 の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定一第 2 表 1-1 及び指定一第 2 表 1-1 の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定一第 2 表 1-1 及び指定一第 2 表 1-1 の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量 1 キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定一第 2 表 1-1 及び指定一第 2 表 1-1 の GJ を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を TJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定一第 2 表 1-1 及び指定一第 2 表 1-1 のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定一第 2 表 1-1 及び指定一第 2 表 1-1 の下に注記すること。
- 15 特定一第 2 表 1-1、特定一第 4 表、特定一第 6 表、指定一第 2 表、指定一第 4 表、指定一第 5 表及び指定一第 6 表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定一第 4 表及び指定一第 5 表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。
$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$
- 16 特定一第 3 表の欄㊸及び指定一第 4 表の欄㊹の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてそ

の際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

- 1 7 特定一第3表及び指定一第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 1 8 特定一第3表1-1、1-2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉔)について検討すること。
- (3) ㉔がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の㉔に換算可能であり、事業者全体の原単位(㉕-1)が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位(㉖-1)を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)
 - ②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A-1')
 - ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ B
 - ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ B'
 - ⑤ (A-1') - B - B'・・・ (C-1)
 - ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ㉔
 - ⑦事業分類ごとの (C-1) 及び㉔を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (U-1)、(V-1) を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位 (W-1) = (U-1) / (V-1) が求められる。
 - ⑧ (W-1) と前年度の原単位 (X-1) の比・・・ (Y-1)
- (4) ㉔が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位(㉖-1)が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比(㉗-1)を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)
 - ②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A-1')
 - ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ B
 - ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ B'
 - ⑤ (A-1') - B - B'・・・ (C-1)
 - ⑥事業分類ごとの (C-1) の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)・・・ (D-1)
 - ⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ㉔
 - ⑧エネルギー消費原単位・・・ (C-1) / ㉔ = (E-1)
 - ⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・ (G-1)
 - ⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (%)・・・ (H-1)
 - ⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比 (H-1) を (D-1) の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。(Z-1) = (I-1) + (J-1) + (K-1) +・・・
- 1 9 特定一第3表2-1、2-2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置するすべての工場等又は特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等の事業分類、(C-1)の構成割合(D-1)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉔)については、特定一第3表1における算定と同じとすること。
- (1) ㉔がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の㉔に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(㉖'-1)が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(㉗'-1)を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）

・・・(A'-1')

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・B

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・B'

⑤(A'-1') - B - B'・・・(C'-1)

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・E

⑦事業分類ごとの(C'-1)及びEを事業者全体で合計し、それぞれの合計値(U'-1)、Vを求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(W'-1) = (U'-1) / Vが求められる。

⑧(W'-1)と前年度の前単位(X'-1)の比・・・(Y'-1)

(2) Eが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(W'-1)が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比(Z'-1)を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・(A-1)

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・(A'-1')

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・B

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・B'

⑤(A-1') - B - B'・・・(C'-1)

⑥事業分類ごとのCの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合(%)・・・(D-1)

⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・E

⑧電気需要最適化評価原単位・・・(C'-1) / E = (F'-1)

⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・(G'-1)

⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比(%)・・・(H'-1)

⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比(H'-1)を(D-1)の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。(Z'-1) = (I'-1) + (J'-1) + (K'-1) + ...

2 0 特定一第4表及び指定一第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定一第3表1及び2において事業者全体の原単位(W-1)及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位(W'-1)が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に(Z-1)及び(Z'-1)を記入すること。また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定一第3表3及び4において事業者全体の原単位(W-1)及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位(W'-1)が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に(Z-1)及び(Z'-1)を記入すること。

2 1 特定一第4表及び指定一第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

(1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

5年度間平均原単位変化(%) = ((J-1) × (K-1) × (L-1) × (M-1))^{1/4} (%) 又は

5年度間平均原単位変化(%) = (d × e × f × g)^{1/4} (%)

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

5年度間平均原単位変化(%) = ((J'-1) × (K'-1) × (L'-1) × (M'-1))^{1/4} (%) 又は

5年度間平均原単位変化(%) = (d' × e' × f' × g')^{1/4} (%)

2 2 特定一第5表は、例えば「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」

と記入してもよい。

- 2 3 特定－第 6 表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。
- 2 4 特定－第 7 表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。
- 2 5 特定－第 8 表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。
- 2 6 特定－第 10 表は、特定事業者が設置するすべての工場等、特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等又は認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等をすべて記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。
- 2 7 特定－第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等をすべて記入すること。
- 2 8 特定－第 12 表及び指定－第 10 表の記入に当たっては、特定－第 12 表及び指定－第 10 表に記載された備考欄を参照すること。
- 2 9 指定－第 2 表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第 2 に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 3 0 指定－第 2 表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第 2 表欄外に記入すること。
- 3 1 指定－第 3 表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の 8 割を網羅するよう記入すること。
- 3 2 指定－第 8 表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第 5 条第 1 項第 1 号）に該当する場合は 1、それ以外の工場等（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当する場合は 2 について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 3 3 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 3 4 認定－第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表の記入に当たっては、特定－第 2 表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

登録調査機関登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 8 8 条の規定に基づき、次のとおり同法第 8 4 条第 1 項の登録を受けたいので申請します。

確認調査の業務を行おうとする事業所	名称	
	所在地	
確認調査の業務を開始しようとする年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第 23 (第 64 条関係)

事業所変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

登録調査機関

法人にあつては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 9 3 条の規定に基づき、次のとおり事業所を変更したので届け出ます。

変更事項		変更の内容	
		変 更 前	変 更 後
確認調査の業務 を行う事業所	名 称		
	所 在 地		
変更年月日			
変更の理由			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

調査業務規程届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

登録調査機関

法人にあつては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 9 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり調査業務規程を設定したので届け出ます。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

調査業務規程変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

登録調査機関

法人にあつては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 9 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり調査業務規程の変更をしたいので届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	
変 更 の 理 由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

調査業務休止・廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

登録調査機関

法人にあつては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 9 5 条の規定に基づき、次のとおり調査業務の全部又は一部を休止又は廃止したいので届け出ます。

休止又は廃止しようとする調査業務の範囲	
休止又は廃止しようとする年月日及び期間	
休止又は廃止しようとする理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

貨物の輸送量届出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 1 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量 (年度)					トンキロ
備 考					

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒				
事業所名					
所属部課					
氏 名					
電 話					
F A X					
メールアドレス					

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 次年度以降において輸送量が令第 1 2 条第 2 項に該当しないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

※受理年月日	
※取消年月日	

特定荷主指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 1 3 条第 3 項の規定に基づき、特定荷主の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定荷主の概要

特定荷主の概要	特定荷主番号						
	事業者の名称						
	主たる事務所の所在地	〒					
	主たる事業						
	細分類番号						
	貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量 (年度)						
指定の取消しを申し出る理由							

トンキロ

備考	
----	--

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 貨物輸送事業者へ輸送させる貨物の輸送量の欄については、最近の1年度における当該輸送量を記入すること。
 - 6 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、貨物輸送事業者へ輸送させる貨物の輸送量が令第12条第2項で定める量以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の当該輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

中 長 期 計 画 書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人名 (英語表記)
 法人番号
 銘柄コード
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 114 条又は第 118 条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定荷主又は認定管理統括荷主の名称等

特定荷主番号又は 認定統括荷主番号						
事業者の名称						
主たる事務所の所在地	〒 電話 (- -)					
主たる事業						
細分類番号						
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス					
中長期計画書の 提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を <input type="checkbox"/> 希望する					
本計画書(合理化) の計画期間	() 年度 ~ () 年度					
本計画書(非化石転換) の計画期間	() 年度 ~ () 年度					<input type="checkbox"/> 計画内容に変更なし

II エネルギーの使用の合理化に関する計画

1. 計画内容

対策	計画内容	実施時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/年)

2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

--

3. 前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由
対策	追加された計画	理由

Ⅲ 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 非化石エネルギーへの転換に関する定量的な目標

1-1 非化石エネルギー自動車（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車	
		目標年度における 定量目標の目安	目標
		年度	年度
電気自動車	①	/	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②		台
プラグインハイブリッド自動車	③		台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④		台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④		台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車 の合計	⑥		台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦		台
電動車割合 (参考)	$(①+②+③+⑦) / ⑥$		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤ / ⑥	%	%

1-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

1-3 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8 t以下）への転換に関する事項及び参考情報

--

1-4 充電設備の設置数（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標	電気自動車、プラグイン ハイブリッド自動車の 台数 (①+③)
	年度	
口		台

1-5 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8 t超の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車
		目標
		年度
電気自動車	①	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	台
電動車割合 (参考)	$(①+②+③+⑦) / ⑥$	%
非化石エネルギー自動車割合	$⑤ / ⑥$	%

1-6 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

1-7 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8 t超）への転換に関する事項及び参考情報

--

1-8 その他定量的な目標

計画内容	年度	目標

2. 非化石エネルギーへの転換に関する定性的な目標

2-1 計画内容

対策	計画内容	実施時期

2-2 その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

--

2-3 前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由
対策	追加された計画	理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 計画書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 Iの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 作成担当者連絡先の欄には、本計画書の作成を担当した者の職名、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。
 - 6 IIの1及びIIIの2-1の「計画内容」の欄については、対策の内容別に適用対象範囲を明示して記入すること。
 - 7 IIの1の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における「年間エネルギー消費量の削減効果」を記入すること。
 - 8 IIの2及びIIIの2-2には、IIの1及びIIIの2-1の欄に記入した計画に関連する上位の計画（グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。
 - 9 IIIの1-1及び1-4の「自家用」の輸送とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「荷主専属輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。
 - 一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送
 - 二 同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
 - 10 「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。
 - 11 IIIの1-4には、1-1の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の目標（単位：台）を参考に、充電設備の設置数（単位：口）について目標を記入すること。
 - 12 IIの3及びIIIの2-3には、IIの1及びIIIの2-1について前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

定 期 報 告 書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人名 (英語表記)
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 1 5 条第 1 項又は第 1 1 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1表 エネルギー使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分	算定方法		エネルギー使用量 熱量 GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量	
			前年度からの変更		連携分を除いたエネルギー使用量 GJ	連携分のエネルギー使用量 GJ
自家輸送	貨物自動車 ()		有/無			
	その他 ()		有/無			
	貨物自動車 ()		有/無			
	貨物自動車 ()		有/無			
委託輸送	貨物自動車 ()		有/無			
	貨物自動車 ()		有/無			
	貨物自動車 ()		有/無			
	船舶 ()		有/無			
	船舶 ()		有/無			
	鉄道 ()		有/無			
	航空機 ()		有/無			
合計 GJ						
うち非化石 GJ						
原油換算 kl				㊀-1	㊀-2	
うち非化石 kl						
前年度原油換算 kl						
対前年度比 (%)						

補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
					連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
		軽油	kl		kl		kl	
		()						
		()						
	その他 ()	()						
		()						
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
		軽油	kl		kl		kl	
		()						
		()						
	船舶 ()	A重油	kl		kl		kl	
		B・C重油	kl		kl		kl	
		()						
	鉄道 ()	軽油	kl		kl		kl	
		電気	千 kWh		千 kWh		千 kWh	
		()						
	航空機 ()	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
		揮発油	kl		kl		kl	
		()						
	合計							

補足 燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均燃費
						連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ		
				数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		()								
	その他 ()	()								
()										
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		()								
		()								
	船舶 ()	A重油		kl		kl		kl		km/l
		B・C重油		kl		kl		kl		km/l
		()								
	鉄道 ()	軽油		kl		kl		kl		km/l
		電気		千 kWh		千 kWh		千 kWh		km/千 kWh
		()								
航空機 ()	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl	
	揮発油		kl		kl		kl		km/kl	
	()									
合計										

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考)平均積載率	(参考)エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)	
							連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ				
	燃料	最大積載量 (kg)	数値		熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ				
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	～499		kl		kl		kl		%		
			500～1,499		kl		kl		kl		%		
			1,500～		kl		kl		kl		%		
		軽油	～999		kl		kl		kl		%		
			1,000～1,999		kl		kl		kl		%		
			2,000～3,999		kl		kl		kl		%		
			4,000～5,999		kl		kl		kl		%		
			6,000～7,999		kl		kl		kl		%		
			8,000～9,999		kl		kl		kl		%		
			10,000～11,999		kl		kl		kl		%		
			12,000～16,999		kl		kl		kl		%		
			17,000～		kl		kl		kl		%		
			その他 ()	()		kl		kl		kl			
		その他 ()	()										
			()										
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	～499		kl		kl		kl		%		
			500～1,499		kl		kl		kl		%		
			1,500～		kl		kl		kl		%		
		軽油	～999		kl		kl		kl		%		
			1,000～1,999		kl		kl		kl		%		
			2,000～3,999		kl		kl		kl		%		
			4,000～5,999		kl		kl		kl		%		

			6,000～ 7,999		kl		kl		kl		%	
			8,000～ 9,999		kl		kl		kl		%	
			10,000～ 11,999		kl		kl		kl		%	
			12,000～ 16,999		kl		kl		kl		%	
			17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他 ()	()	kl		kl		kl			
	船舶	()										
		()										
	鉄道	()										
	航空機	()										
合計												

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

1-2 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 5 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 6 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-3 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使用量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
	kWh	k1	
1.	kWh	k1	%
2.	kWh	k1	%
3.	kWh	k1	%

2 荷主連携省エネルギー措置の実績

2-1 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

第2表 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	年度	対前年度比 (%)
エネルギー使用量と密接な関係を持つ値 (名称:) (単位:)	Ⓐ	

第3表 エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比 (%)
原単位= $\frac{\text{エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (B-1)}}{\text{エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (A)}}$		
原単位= $\frac{\text{エネルギーの使用量 (原油換算 k1) (B-2)}}{\text{エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (A)}}$		

第4表 複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を算定した場合の算定手法、エネルギー消費原単位の算定方法を変更した場合の理由

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比 (%)		Ⓒ-1	Ⓓ-1	Ⓔ-1	Ⓕ-1	
荷主連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比 (%)		Ⓒ-2	Ⓓ-2	Ⓔ-2	Ⓕ-2	

2 非化石エネルギーの使用状況

2-1 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車						
		実績					目標年度における定量目標の目安	目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台		台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	台	台	台	台	台		台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台		台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台		台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	台	台	台	台	台		台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台		台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	台	台	台	台	台		台
電動車割合 (参考)	$(①+②+③+⑦) / ⑥$	%	%	%	%	%		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤/⑥	%	%	%	%	%	%	

2-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

2-3 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8 t以下）への転換に関する事項及び参考情報

2-4 充電設備の設置数（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数（①+③）
	年度	
□		台

2-5 その他充電設備の設置数等に関する事項及び参考情報

2-6 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8 t 超の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車					
		実績					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	台	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+ ②+③+④	台	台	台	台	台	台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	台	台	台	台	台	台
電動車割合 (参考)	$\frac{①+②+③+⑦}{⑥}$	%	%	%	%	%	%
非化石エネルギー自動車割合	⑤/⑥	%	%	%	%	%	%

2-7 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料 の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

2-8 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8 t超）への転換に関する事項及び参考情報

第6表 エネルギーの消費原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
(ロ) の理由

2 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1 共通的な取組

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 <input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない	責任者の配置実施中 <input type="checkbox"/> 全ての部門で設置している <input type="checkbox"/> 大半の部門は設置している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計画の策定 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	報告と指示 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	社内研修体制の整備 <input type="checkbox"/> 整備済み <input type="checkbox"/> 整備中 <input type="checkbox"/> 未整備	エネルギー使用実態等 のより正確な把握 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	エネルギー使用実態等 の把握方法の定期的確認 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃料使用量の情報提供 及び算定方法 <input type="checkbox"/> 情報提供なし <input type="checkbox"/> 情報提供あり－燃料法 <input type="checkbox"/> 情報提供あり－燃費法 <input type="checkbox"/> 情報提供あり－トンキロ法 ※ 割合の多いものを選択
輸送効率向上のための措置	商品や荷姿の標準化 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	製品や包装資材の軽量化、小型化 <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	輸送ルートの工夫 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃費向上のための貨物の輸送の見直し <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	計画的な貨物の輸送 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	/	/	/
準荷主との連携 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	/	/	/	/

2 主に企業向けの大口貨物の配送 有・無

対象項目				
大口貨物の 配送効率向上	積み合わせ輸送の利用 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	適正車種の選択 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	時間的猶予の確保 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	エコドライブの推進 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
	自営転換の推進 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	鉄道および船舶の活用 の推進 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	車両等の大型化 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

3 主に消費者向けの小口貨物の配送 有・無

対象項目				
小口貨物の 配送効率向上	日時や受取場所の指定 <input type="checkbox"/> 輸送事業者が対応不可 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	日時や受取場所の通知・変更への対応 <input type="checkbox"/> 輸送事業者が対応不可 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	同梱やまとめ送りの促進 <input type="checkbox"/> 全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部だけ実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
	再配達削減のための取組			
	消費者への啓発の取組			

第8表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

3 電気の需要の最適化に関する事項

措 置 の 概 要

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t-CO2
---------------------------	-------

2 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

3 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記1又は2の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定による提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
--	--------------	---	--------------

荷主認定一総括表 認定管理統括荷主及び管理関係荷主において、貨物の輸送量が令第12条第2項に定める数値以上の荷主の一覧

1 認定管理統括荷主

認定管理統括荷主 番号	認定管理統括 荷主の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

2 管理関係荷主

管理関係荷主 番号	管理関係荷主 の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

荷主認定－第1表 認定管理統括荷主及び管理関係荷主の名称等

認定管理統括荷主番号又は 認定管理関係荷主番号								
特定排出者番号								
事業者の名称								
法人番号								
主たる事務所の所在地	〒 電話 (- -)							
代表者の役職名								
代表者の氏名								
主たる事業								
細分類番号						/		
主たる事業を所管する大臣								

荷主認定－第2表 エネルギー使用量等

1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分	算定方法		エネルギー使用 熱量 GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量	
			前年度からの変更		連携分を除いたエネルギー使用量 GJ	連携分のエネルギー使用量 GJ
	自家輸送	貨物自動車 ()		有/無		
		その他 ()		有/無		
	自家輸送	貨物自動車 ()		有/無		
		貨物自動車 ()		有/無		
	委託輸送	貨物自動車 ()		有/無		
		貨物自動車 ()		有/無		
		貨物自動車 ()		有/無		
		船舶 ()		有/無		
		船舶 ()		有/無		
		鉄道 ()		有/無		
		航空機 ()		有/無		
合計 GJ		/				
うち非化石 GJ		/				
原油換算 k1		/		㊦-1	㊦-2	
うち非化石 k1		/				
前年度原油換算 k1		/				
対前年度比 (%)		/				

補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
					連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
		軽油	kl		kl		kl	
		()						
	その他 ()	()						
		()						
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
		軽油	kl		kl		kl	
		()						
	船舶 ()	A重油	kl		kl		kl	
		B・C重油	kl		kl		kl	
		()						
	鉄道 ()	軽油	kl		kl		kl	
		電気	千 kWh		千 kWh		千 kWh	
		()						
	航空機 ()	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
		揮発油	kl		kl		kl	
		()						
	合計							

補足 燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均燃費
						連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ		
				数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油		k1		k1		k1		km/l
		軽油		k1		k1		k1		km/l
		()								
	その他 ()	()								
		()								
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油		k1		k1		k1		km/l
		軽油		k1		k1		k1		km/l
		()								
	船舶 ()	A重油		k1		k1		k1		km/l
		B・C重油		k1		k1		k1		km/l
		()								
	鉄道 ()	軽油		k1		k1		k1		km/l
		電気		千 kWh		千 kWh		千 kWh		km/千 kWh
		()								
	航空機 ()	ジェット燃料油		k1		k1		k1		km/k1
揮発油			k1		k1		k1		km/k1	
()										
合計										

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均積載率	(参考) エネルギー消費原単位 (k1/トンキロ)
						連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ			
	燃料	最大積載量(kg)		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ		
自家輸送	貨物自動車()	揮発油	~499	k1		k1		k1		%	
			500~1,499	k1		k1		k1		%	
			1,500~	k1		k1		k1		%	
		軽油	~999	k1		k1		k1		%	
			1,000~ 1,999	k1		k1		k1		%	
			2,000~ 3,999	k1		k1		k1		%	
			4,000~ 5,999	k1		k1		k1		%	
			6,000~ 7,999	k1		k1		k1		%	
			8,000~ 9,999	k1		k1		k1		%	
			10,000~ 11,999	k1		k1		k1		%	
			12,000~ 16,999	k1		k1		k1		%	
			17,000~	k1		k1		k1		%	
	その他()	()	k1		k1		k1				
	その他()	()									
委託輸送	貨物自動車()	揮発油	~499	k1		k1		k1		%	
			500~1,499	k1		k1		k1		%	
			1,500~	k1		k1		k1		%	
	軽油	~999	k1		k1		k1		%		
		1,000~ 1,999	k1		k1		k1		%		
		2,000~ 3,999	k1		k1		k1		%		

		4,000～ 5,999		kl		kl		kl		%	
		6,000～ 7,999		kl		kl		kl		%	
		8,000～ 9,999		kl		kl		kl		%	
		10,000～ 11,999		kl		kl		kl		%	
		12,000～ 16,999		kl		kl		kl		%	
		17,000～		kl		kl		kl		%	
	その他 ()	()		kl		kl		kl			
	船舶	()									
		()									
	鉄道	()									
	航空機	()									
合計											

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

1-2 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 5 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 6 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-3 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使用量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
	kWh	kl	
1.	kWh	kl	%
2.	kWh	kl	%
3.	kWh	kl	%

2 荷主連携省エネルギー措置の実績

2-1 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

荷主認定－第3表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度：_____年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t-CO2
---------------------------	-------

2 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

3 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記1又は2の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定による提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
--	--------------	---	--------------

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 4 報告書冒頭の特出番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 6 作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。
- 7 第 1 表、付表 1、付表 2 及び付表 3 の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。また、第 1 表並びに付表 1、付表 2 又は付表 3 の「エネルギー使用量」は、認定管理統括荷主にあつては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量とする。
- 8 第 1 表の識別の欄には、付表 1、付表 2 及び付表 3 の識別の欄と共通の番号を記入すること。
- 9 第 1 表の区分の欄の () 内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 10 第 1 表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。
- 11 第 1 表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
- 12 付表 1 の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 13 付表 1 の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の () 内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 14 付表 1 の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を () 内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 15 付表 1 のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 16 付表 1 のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 17 付表 1 補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 18 付表 2 の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 19 付表 2 の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の () 内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 20 付表 2 の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を () 内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 21 付表 2 の平均燃費の欄には、輸送距離 (km) とエネルギー使用量 (数値) を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。
$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離 (km)}}{\text{エネルギー使用量 (数値)}}$$
- 22 付表 2 のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 23 付表 2 補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 24 付表 3 の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定

した量を合算する方法をいう。

- 2 5 付表3のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量(千トンキロ)とエネルギー使用量(kl)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)} = \frac{\text{エネルギー使用量 (kl)}}{\text{輸送量(千トンキロ)} \times 1000}$$

- 2 6 付表3のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 2 7 付表3補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 2 8 第2表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量(これに相当する金額を含む。)その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を()内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。
- 2 9 第3表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 3 0 第5表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 3 1 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり(荷主連携省エネルギー措置を踏まえた場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。)

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = ((\text{㉔} - 1) \times (\text{㉕} - 1) \times (\text{㉖} - 1) \times (\text{㉗} - 1))^{1/4} (\%)$$

- 3 2 第5表の「荷主専属用輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。
- 一 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送
 - 二 同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
- 3 3 「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。
- 3 4 第6表は、(イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記入すること。ただし「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。
- 3 5 第7表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。
- 3 6 第9表の1の上段の欄には、当該年度を記入すること。
- 3 7 第9表のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 3 8 第9表の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 3 9 第9表の3の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。
- 4 0 電気需要の最適化に関する措置は、参考情報として記入すること。
- 4 1 荷主認定-第2表、荷主認定-付表1、荷主認定-付表2、荷主認定-付表3、荷主認定-第3表の記入に当たっては、第1表、付表1、付表2、付表3、第9表に係る備考をそれぞれ参照すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

認定管理統括荷主に係る認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 117 条第 1 項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

1. 認定管理統括荷主となる者及び管理関係荷主となる者の概要

(1) 認定管理統括荷主となる者

特定荷主番号、認定管理統括荷主番号又は管理関係荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

(2) 管理関係荷主となる者

特定荷主番号、認定管理統括荷主番号又は管理関係荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

2. 認定管理統括荷主となる者と管理関係荷主となる者の関係

--

3. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理の概要

--

4. 認定管理統括荷主となる者及び管理関係荷主となる者が貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量

(年度)

トンキロ

--

5. その他

--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

○認定管理統括荷主となる者と管理関係荷主となる者の関係を証明する書類

【別添1】

○エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理が行われていることを証明する書類【別添2】

認定管理統括荷主に係る不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けの認定申請については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 2 認定をしない理由を具体的に記載する。

認定管理統括荷主に係る認定取消し通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定管理統括荷主については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 1 7 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 法第 1 1 7 条第 2 項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

※受理年月日	
※処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 121 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1. 荷主連携省エネルギー措置を実施する者の概要

(1) 代表申請者

特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

(2) 共同申請者

特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

2. 荷主連携省エネルギー措置の目標

--

3. 荷主連携省エネルギー措置の内容

--

(チェック欄)

荷主連携省エネルギー措置の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。	
---	--

4. 荷主連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間

実施場所	
実施期間	
※計画の実施の始期及び終期を記載すること。	

5. 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

--

6. 荷主連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 資金調達計画

年度	実施者	使途項目	調達先 (千円)				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
備考							

(2) 支援措置の利用

荷主連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1. 有り () 2. 無し
---------------------------------	--------------------

(3) 荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等される荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等

取得者	取得予定年月	設備等の名称	予定数量	予定取得価格 (千円)
備考				

7. その他

- | |
|--|
| |
|--|
- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 複数の荷主連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

○荷主連携省エネルギー措置の概念図

【別添 1】

荷主連携省エネルギー計画の不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった荷主連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 2 認定をしない理由を具体的に記載する。

※受理年月日	
※処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた荷主連携省エネルギー計画について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 122 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。

1. 変更事項の内容

--

2. 変更時期

--

3. 変更理由

--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 複数の荷主連携省エネルギー計画について変更の認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

認定荷主連携省エネルギー計画の変更不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった荷主連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 認定をしない理由を具体的に記載する。

※受理年月日	
※処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた荷主連携省エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 122 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

認定荷主連携省エネルギー計画の認定取消し通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした荷主連携省エネルギー計画については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 122 条第 3 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
 - 2 認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

※受理年月日	
※処理年月日	

定 期 報 告 書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人名 (英語表記)
 法人番号
 銘柄コード
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 2 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者の名称					
主たる 事務所の所在地	〒 電話 (- -)				
主たる事業					
細分類番号					
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス				
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有・無 有の場合 変更前の事業者の名称 : 変更前の事業者の所在地 : 〒					

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

第1表 エネルギー使用量等

1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

識別	区分	算定方法		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 熱量GJ	
			前年度からの変更	連携分を除いたエネルギー使用量GJ	連携分のエネルギー使用量GJ
	自家輸送	貨物自動車 ()		有/無	
		その他 ()		有/無	
	委託輸送	貨物自動車 ()		有/無	
		貨物自動車 ()		有/無	
		貨物自動車 ()		有/無	
		貨物自動車 ()		有/無	
		貨物自動車 ()		有/無	
		貨物自動車 ()		有/無	
		船舶 ()		有/無	
		船舶 ()		有/無	
		鉄道 ()		有/無	
		航空機 ()		有/無	
合計GJ		/			
うち非化石 GJ		/			
原油換算 kl		/			⑧
うち非化石 kl		/			
前年度原油換算 kl		/			
対前年度比 (%)		/			

補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				
					連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ		
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	
	自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			()						
			()						
	その他 ()	()							
		()							
	委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			()						
			()						
		船舶 ()	A重油	kl		kl		kl	
			B・C重油	kl		kl		kl	
			()						
		鉄道 ()	軽油	kl		kl		kl	
			電気	千 kWh		千 kWh		千 kWh	
			()						
		航空機 ()	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
			揮発油	kl		kl		kl	
()									
合計									

補足 燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均燃費
						連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ		
				数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		()								
	その他 ()	()								
		()								
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		()								
	船舶 ()	A重油		kl		kl		kl		km/l
		B・C重油		kl		kl		kl		km/l
		()								
	鉄道 ()	軽油		kl		kl		kl		km/l
		電気		千 kWh		千 kWh		千 kWh		km/千 kWh
		()								
	航空機 ()	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl
		揮発油		kl		kl		kl		km/kl
()										
合計										

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送量 (千トン キロ)	エネルギー使用 量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえ たエネルギー使用量				(参 考) 平均積 載率	(参考) エネルギ ー消費原 単位 (k1/ト ンキロ)
							連携分を除いた エネルギー使用 量 GJ		連携分のエネル ギー使用量 GJ			
	燃料	最大積載量 (kg)	数値		熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ			
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	~499		k1		k1		k1		%	
			500~1,499		k1		k1		k1		%	
			1,500~		k1		k1		k1		%	
		軽油	~999		k1		k1		k1		%	
			1,000~ 1,999		k1		k1		k1		%	
			2,000~ 3,999		k1		k1		k1		%	
			4,000~ 5,999		k1		k1		k1		%	
			6,000~ 7,999		k1		k1		k1		%	
			8,000~ 9,999		k1		k1		k1		%	
			10,000~ 11,999		k1		k1		k1		%	
			12,000~ 16,999		k1		k1		k1		%	
			17,000~		k1		k1		k1		%	
			その他 ()	()	k1		k1		k1			
		その他 ()	()									
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	~499		k1		k1		k1		%	
			500~1,499		k1		k1		k1		%	
			1,500~		k1		k1		k1		%	
		軽油	~999		k1		k1		k1		%	
			1,000~ 1,999		k1		k1		k1		%	
			2,000~ 3,999		k1		k1		k1		%	

		4,000～ 5,999		kl		kl		kl		%	
		6,000～ 7,999		kl		kl		kl		%	
		8,000～ 9,999		kl		kl		kl		%	
		10,000～ 11,999		kl		kl		kl		%	
		12,000～ 16,999		kl		kl		kl		%	
		17,000～		kl		kl		kl		%	
	その他 ()	()		kl		kl		kl		/	/
	船舶	()									
		()									
	鉄道	()									
	航空 機	()									
合計				/		/		/		/	/

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

2 荷主連携省エネルギー措置の実績

2-1 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

第2表 荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	年度	対前年度比 (%)
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値 (名称:) (単位:)	Ⓐ	

第3表 エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比 (%)
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 kl) (Ⓑ) 原単位= $\frac{\text{荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量}}{\text{荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (Ⓐ)}}$		

第4表 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比 (%)		Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した欄は記入しないこと。
- 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。
- 6 第 1 表、付表 1、付表 2 及び付表 3 の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。
- 7 第 1 表の識別の欄には、付表 1、付表 2 及び付表 3 の識別の欄と共通の番号を記入すること。
- 8 第 1 表の区分の欄の () 内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 9 第 1 表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。
- 10 第 1 表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
- 11 付表 1 の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 12 付表 1 の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の () 内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 13 付表 1 の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を () 内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 14 付表 1 の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 15 付表 1 の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 16 付表 1 補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 17 付表 2 の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 18 付表 2 の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の () 内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 19 付表 2 の区分の揮発油及び軽油等の下の欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を () 内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 20 付表 2 の平均燃費の欄には、輸送距離 (km) と荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 (数値) を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。
$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離 (km)}}{\text{エネルギー使用量 (数値)}}$$
- 21 付表 2 の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 22 付表 2 補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 23 付表 3 の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 24 付表 3 のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量 (千トンキロ) と荷主連携省エネルギー措置を踏

まえたエネルギー使用量 (kl) を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)} = \frac{\text{エネルギー使用量 (kl)}}{\text{輸送量(千トンキロ)} \times 1000}$$

- 25 付表3の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 26 付表3補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 27 第2表の「荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。
- 28 第3表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 29 第4表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 30 第4表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$5\text{年度間平均原単位変化 (\%)} = (\text{C} \times \text{D} \times \text{E} \times \text{F})^{1/4} \text{ (\%)}$$

表

第 号	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 166 条第 1 項の規定による	
立 入 検 査 証	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; border-radius: 50%;"></div> </div>	押 出 ス タ ン プ 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日交付 発行者 印

裏

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律抜粋

第166条 経済産業大臣は、第 7 条第 1 項及び第 5 項、第10条第 1 項及び第 3 項、第13条第 1 項及び第 3 項、第19条第 1 項及び第 4 項、第22条第 1 項及び第 3 項、第25条第 1 項及び第 3 項、第34条第 1 項及び第 3 項、第37条第 1 項及び第 3 項、第43条第 1 項及び第 3 項並びに第46条第 1 項及び第 3 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第 8 第 1 項、第 9 条第 1 項、第11条第 1 項、第12条第 1 項、第14条第 1 項、第20条第 1 項、第21条第 1 項、第23条第 1 項、第24条第 1 項、第26条第 1 項、第32条第 1 項、第33条第 1 項、第35条第 1 項、第36条第 1 項、第38条第 1 項、第44条第 1 項、第45条第 1 項及び第47条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第 3 章第 1 節 (第 7 条第 1 項及び第 5 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第10条第 1 項及び第 3 項、第11条第 1 項、第12条第 1 項、第13条第 1 項及び第 3 項、第14条第 1 項、第19条第 1 項及び第 4 項、第20条第 1 項、第21条第 1 項、第22条第 1 項及び第 3 項、第23条第 1 項、第24条第 1 項、第25条第 1 項及び第 3 項、第26条第 1 項、第32条第 1 項、第33条第 1 項、第34条第 1 項及び第 3 項、第35条第 1 項、第36条第 1 項、第37条第 1 項及び第 3 項、第38条第 1 項、第43条第 1 項及び第 3 項、第44条第 1 項、第45条第 1 項、第46条第 1 項及び第 3 項、第47条第 1 項並びに第54条を除く。) の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第50条第 1 項の認定を受けた者 (特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。) に対し、その設置している工場等 (特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。) における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

4 経済産業大臣は、第3章第2節及び第3節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 経済産業大臣は、第3章第4節の規定の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 経済産業大臣は、第113条第1項及び第4項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主（第109条に規定する荷主をいう。以下この項及び次項並びに第171条第3項において同じ。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9 主務大臣は、第4章第1節第2款（第113条第1項及び第4項並びに第125条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第121条第1項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10 経済産業大臣は、第6章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12 第1項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第171条 第3章第1節（第5条第1項を除く。）及び第4節並びに第166条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第5条第1項における主務大臣は、エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標に係る部分については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

3 第4章第1節第2款及び第166条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

5 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第175条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第16条第1項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第28条第1項（第52条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第40条第1項（第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第53条、第107条第1項（第140条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第1項（第123条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第119条第1項（第123条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第124条、第131条第1項（第140条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第136条第1項（第140条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第141条、第145条第1項若しくは第166条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

第176条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

四 第166条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

※受理年月日	
※処理年月日	

光ディスク提出票

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 条第 項の規定による提出に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項
2. 光ディスクと併せて提出される書類

作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法令の条項については、当該提出（又は報告）の適用条文名を記載すること。
 - 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該提出（又は報告）の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
 - 5 該当事項がない欄は、省略すること。

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 5 条の届出、第 7 条の申出、第 8 条第 5 項の申請、第 12 条の届出、第 13 条第 3 項の申請、第 15 条の届出、第 16 条の申出、第 17 条第 6 項の申請、第 22 条の届出、第 23 条第 10 項の申請、第 33 条の届出、第 34 条の申出、第 35 条第 1 項又は第 2 項の提出、第 36 条の報告、第 40 条の届出、第 42 条の申出、第 44 条第 1 項の申請、第 47 条の申請、第 49 条第 1 項の申請、第 50 条第 2 項の届出、第 52 条の報告、第 57 条の報告、第 75 条の届出、第 77 条の申出、第 78 条第 1 項又は第 2 項の提出、第 79 条の報告、第 82 条第 1 項の申請、第 85 条の申請、第 87 条第 1 項の申請、第 88 条第 2 項の届出又は第 90 条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号	
所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	

- 備考 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
- 2 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号の欄並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 3 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大

臣が付した番号がある場合に記載すること。

- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用変更届出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第 104 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定排出者番号									
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号									
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号									
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号									
所 在 地	〒								
事 業 所 名									
所 属 部 課									
氏 名									
電 話									
F A X									
メ ー ル ア ド レ ス									

備考 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

- 2 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 3 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用廃止届出書

殿

年 月 日

住 所
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第 104 条第 3 項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

- 1 識別符号
- 2 暗証符号

作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号	
所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

- 備考
- 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 - 2 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 - 3 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部改正)

第二条 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和五十九年通商産業省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。)において使用する用</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p>

語の例による。

2
「略」

(認定)

第二条 法第五十五条第一項第二号に規定する経済産業大臣の認定（以下「認定」という。）は、経済産業大臣又は経済産業大臣の登録を受けた者の実施するエネルギー管理研修（以下「研修」という。）を修了した者について行うものとする。

(免状の交付の申請)

第五条 指定試験機関がその試験事務を行うエネ

2
「略」

(認定)

第二条 法第五十一条第一項第二号に規定する経済産業大臣の認定（以下「認定」という。）は、経済産業大臣又は経済産業大臣の登録を受けた者の実施するエネルギー管理研修（以下「研修」という。）を修了した者について行うものとする。

(免状の交付の申請)

第五条 指定試験機関がその試験事務を行うエネ

ルギー管理士試験（以下「試験」という。）に合格したことにより免状の交付を受けようとする者は、様式第三のエネルギー管理士免状交付申請書を経済産業大臣（法第五十六条第一項の規定に基づき経済産業大臣が免状交付事務を委託している場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

（免状の再交付の申請）

第七条 免状の記載事項に変更を生じ、又は免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第四のエネルギー管理士免状再交付申請書を経済産業大臣（法第五十

ルギー管理士試験（以下「試験」という。）に合格したことにより免状の交付を受けようとする者は、様式第三のエネルギー管理士免状交付申請書を経済産業大臣（法第五十二条第一項の規定に基づき経済産業大臣が免状交付事務を委託している場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

（免状の再交付の申請）

第七条 免状の記載事項に変更を生じ、又は免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第四のエネルギー管理士免状再交付申請書を経済産業大臣（法第五十

六条第一項の規定に基づき経済産業大臣が免状
交付事務を委託している場合にあつては、指定
試験機関）に提出しなければならない。

2・3 「略」

（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

第八条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エ
ネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和
五十四年政令第二百六十七号。以下「令」とい
う。）第八条第一項第一号ニの経済産業省令で
定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 「略」

二条第一項の規定に基づき経済産業大臣が免状
交付事務を委託している場合にあつては、指定
試験機関）に提出しなければならない。

2・3 「略」

（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

第八条 エネルギーの使用の合理化等に関する法
律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。
以下「令」という。）第八条第一項第一号ニの
経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げ
るものとする。

一 三 「略」

(指定試験機関の指定の申請)

第三十四条 法第五十七條第二項の規定による指定を受けようとする者は、様式第十六の試験機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～六 「略」

(試験事務規程の認可の申請)

第三十六条 指定試験機関は、法第六十一条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第十九の試験事務規程認可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(指定試験機関の指定の申請)

第三十四条 法第五十三條第二項の規定による指定を受けようとする者は、様式第十六の試験機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～六 「略」

(試験事務規程の認可の申請)

第三十六条 指定試験機関は、法第五十七條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第十九の試験事務規程認可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程の変更の認可の申請)

第三十七条 指定試験機関は、法第六十一条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十の試験事務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程の記載事項)

第三十八条 法第六十一条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 六 「略」

(試験事務規程の変更の認可の申請)

第三十七条 指定試験機関は、法第五十七条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十の試験事務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程の記載事項)

第三十八条 法第五十七条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 六 「略」

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第三十九条 指定試験機関は、法第六十二条の許可を受けようとするときは、様式第二十一の試験事務休止（廃止）許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第四十条 指定試験機関は、法第六十三条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第二十二の事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画及び収支予算を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第三十九条 指定試験機関は、法第五十八条の許可を受けようとするときは、様式第二十一の試験事務休止（廃止）許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第四十条 指定試験機関は、法第五十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第二十二の事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画及び収支予算を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業計画等の変更の認可の申請)

第四十一条 指定試験機関は、法第六十三条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十三の事業計画等変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第四十二条 指定試験機関は、法第六十四条の認可を受けようとするときは、様式第二十四の役員選任(解任)認可申請書に選任又は解任に係る役員の氏名、略歴及び選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出し

(事業計画等の変更の認可の申請)

第四十一条 指定試験機関は、法第五十九条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十三の事業計画等変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第四十二条 指定試験機関は、法第六十条の認可を受けようとするときは、様式第二十四の役員選任(解任)認可申請書に選任又は解任に係る役員の氏名、略歴及び選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しな

なければならぬ。

(試験員の要件)

第四十三条 法第六十六条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一〜三 「略」

(試験員の選任又は解任の届出)

第四十四条 指定試験機関は、法第六十六条第三項前段の規定による届出をしようとするときは、様式第二十五の試験員選任届出書に選任した試験員の氏名、略歴、担当する試験の課目及び

なければならぬ。

(試験員の要件)

第四十三条 法第六十二条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一〜三 「略」

(試験員の選任又は解任の届出)

第四十四条 指定試験機関は、法第六十二条第三項前段の規定による届出をしようとするときは、様式第二十五の試験員選任届出書に選任した試験員の氏名、略歴、担当する試験の課目及び

選任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2
〔略〕

(帳簿)

第四十六条 法第七十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 〔略〕

2 指定試験機関は、法第七十条第二項の規定により帳簿を保存するときは、前項第一号に掲げる事項は試験事務を廃止するまで、同項第二号に掲げる事項は三年間保存しなければならない。

選任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2
〔略〕

(帳簿)

第四十六条 法第六十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 〔略〕

2 指定試験機関は、法第六十六条第二項の規定により帳簿を保存するときは、前項第一号に掲げる事項は試験事務を廃止するまで、同項第二号に掲げる事項は三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第四十七条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法という。）により記録され、当該記録が必要に應じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第七十条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2
〔略〕

(電磁的方法による保存)

第四十七条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法という。）により記録され、当該記録が必要に應じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第六十六条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2
〔略〕

(試験事務の引継ぎ等)

第四十八条 指定試験機関は、法第七十一条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一～三 「略」

(公示)

第四十九条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第五十七条第二項	一～四 「略」
の指定をしたとき。	

(試験事務の引継ぎ等)

第四十八条 指定試験機関は、法第六十七条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一～三 「略」

(公示)

第四十九条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第五十三条第二項	一～四 「略」
の指定をしたとき。	

法第七十一条第一項	<p>法第六十九条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>法第六十二条の許可をしたとき。</p>
一・二 〔略〕	一～三 〔略〕	一～四 〔略〕

法第六十七条第一項	<p>法第六十五条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>法第五十八条の許可をしたとき。</p>
一・二 〔略〕	一～三 〔略〕	一～四 〔略〕

<p>の規定により経済産 業大臣が試験事務の 全部又は一部を自ら 行うこととするとき。</p>	<p>法第七十一条第一項 の規定により経済産 業大臣が自ら行つて いた試験事務の全部 又は一部を行わない こととするとき。</p>
	<p>一・二 「略」</p>

<p>の規定により経済産 業大臣が試験事務の 全部又は一部を自ら 行うこととするとき。</p>	<p>法第六十七条第一項 の規定により経済産 業大臣が自ら行つて いた試験事務の全部 又は一部を行わない こととするとき。</p>
	<p>一・二 「略」</p>

別表第一（第十条関係）

	基礎区分	必須基	分	研修区
	び法規	総合管理及	目	修了試験課
エネルギーへの 化及び非化石 の使用の合理 二 エネルギー		一 「略」		講義課目
			時間	講義

別表第一（第十条関係）

	基礎区分	必須基	分	研修区
	び法規	総合管理及	目	修了試験課
律及び命令 化に関する法 の使用の合理 二 エネルギー		一 「略」		講義課目
			時間	講義

様式第一から様式第二十七までを次のように改める。

備考 表中の「」は注記である。	備考 「略」	[略]	
		[略]	
		[略]	の轉換等に関する法律及び命令
		[略]	
		[略]	
備考 「略」	備考 「略」	[略]	
		[略]	



様式第1（第3条関係）

収入印紙

(消印しないこと)

認 定 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

年 月 日

ふりがな	
氏名	

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第55条第1項第2号の認定を受けたいので申請します。

現住所	〒	電話番号 ()
生年月日	年 月 日	
勤務先	名称及び部課名	
	所在地 〒	電話番号 ()

修了した研修に関する事項				
研修の実施者	受講の年	回数	修了番号	受講地
	年	第 回		

注 研修を修了した旨を証する書面を添付すること。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により、明確に記入すること。

第

号

エネルギー管理士 免状

年 月 日生

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する
法律第五十五条第一項の規定によりこの免状を交付する。

年 月 日

経済産業大臣
印

様式第3 (第5条関係)

収入印紙 (消印しないこと)	<h2 style="margin: 0;">エネルギー管理士免状交付申請書</h2>	<h2 style="margin: 0;">エネルギー使用合理化実務従事証明書</h2>												
	殿 年 月 日 ふりがな 氏 名	氏 名 (年 月 日生) 現住所												
	エネルギー管理士免状の交付を申請します。	上の者は、当工場（又は事業場）において 年 月 日から 年 月 日まで エネルギーの使用の合理化に関する実務 〔内容〕 に従事したことを証明する。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">現住所</td> <td style="padding: 5px;">〒 電話番号 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">勤務先</td> <td style="padding: 5px;">名称及び部課名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所在地 〒 電話番号 ()</td> </tr> </table>	現住所	〒 電話番号 ()	生年月日	年 月 日生	勤務先	名称及び部課名	所在地 〒 電話番号 ()		年 月 日 工場（又は事業場） の所在地及び名称 代表者の氏名					
現住所	〒 電話番号 ()													
生年月日	年 月 日生													
勤務先	名称及び部課名													
	所在地 〒 電話番号 ()													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">試験に関する事項</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%; padding: 5px;">受験の年</th> <th style="width: 15%; padding: 5px;">回数</th> <th style="width: 25%; padding: 5px;">合格証番号</th> <th style="width: 40%; padding: 5px;">受験地</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">第 回</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	試験に関する事項				受験の年	回数	合格証番号	受験地	年	第 回			
試験に関する事項														
受験の年	回数	合格証番号	受験地											
年	第 回													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 3 指定試験機関に申請する場合には、指定試験機関が定める手続により手数料を納付すること。

様式第4（第7条第1項関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 収入印紙 (消印しないこと) </div>	エネルギー管理士免状再交付申請書	
殿	年 月 日	
氏 ^{ふり} 名 ^{がな}		
エネルギー管理士免状の再交付を申請します。		
現住所	〒	電話番号 ()
生年月日	年 月 日生	
交付を受けた年月	年 月 日交付	
免状の番号	第 号	
再交付を受ける理由		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 指定試験機関に申請する場合には、指定試験機関が定める手続により手数料を納付すること。

エネルギー使用合理化実務従事証明書

氏名

（ 年 月 日生）

現住所

上の者は、当工場（又は事業場）において 年 月 日から 年 月 日
までエネルギーの使用の合理化に関する実務

（内容

）
に従事したことを証明する。

年 月 日

工場（又は事業場）
の所在地及び名称

代表者の氏名

（表）

修了番号 第 号
エネルギー管理研修修了証
氏 名
年 月 日生
エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第2条の規定により実施された 年度エネルギー管理研修を修了したことを証明する。
年 月 日
研修を実施した者 法人にあつては代表者の氏名
印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

(裏)

この修了証は、エネルギー管理士免状
ではありません。
エネルギー管理士免状の交付を受ける
ためには、認定申請書及び研修修了書
を経済産業大臣に提出しなければなり
ません。

研修機関登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第11条第1項の規定に基づき、次のとおり同規則第2条の登録を受けたいので申請します。

研修の業務を行おうとする事務所	名 称	
	所在地	
研修の業務を開始使用とする年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

登録研修機関名称等変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
登録研修機関
法人にあつては代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第 16 条の規定に基づき、次のとおり登録研修機関の名称等の変更をしたいので届け出ます。

変 更 事 項		変更の内容	
		変更前	変更後
登録研修機関	氏名又は名称		
	住 所		
	法人にあつては 代表者の氏名		
研修の業務を行 う事務所	名 称		
	所 在 地		
変更予定年月日			
変更の理由			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 「研修の業務を行う事務所」の欄は、事務所ごとに記入すること。
 - 4 変更がない事項については、当該事項の変更の内容の欄を斜線により削除すること。

研修業務規程届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
登録研修機関
法人にあつては代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第17条第1項の規定に基づき、別紙のとおり研修業務規程を設定したので届け出ます。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

研修業務規程変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
登録研修機関
法人にあつては代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第17条第1項の規定に基づき、別紙のとおり研修業務規程の変更をしたいので届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	
変更の理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

研修業務休止（廃止）届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
登録研修機関
法人にあつては代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第18条の規定に基づき、
次のとおり研修の業務の一部（全部）を休止（廃止）したいので届け出ます。

休止（廃止）しようとする研修の業務の範囲	
休止（廃止）しようとする年月日及び期間（廃止する予定の年月日）	
休止（廃止）しようとする理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

研修実施計画（変更）届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
登録研修機関
法人にあつては代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり研修実施計画書を作成（変更）したので届け出ます。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

修了試験委員選任届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
登録研修機関
法人にあつては代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第20条第2項の規定に基づき、別添のとおり修了試験委員を選任したので届け出ます。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

修了試験委員変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
登録研修機関
法人にあつては代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第20条第3項の規定に基づき、次のとおり修了試験委員を変更したので届け出ます。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
登録研修機関
法人にあつては代表者の氏名

第 回エネルギー管理研修結果報告書

上記の件について、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 研修実施年月日
- 2 研修実施結果

受講申請者数	
受講者数	
修了者数	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

指定試験機関指定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
名称
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第57条第2項の指定を受けたいので申請します。

試験事務を行おうとする事務所	名 称	
	所 在 地	
試験事務を開始しようとする年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

指定試験機関名称等変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
指定試験機関
代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第35条第1項の規定に基づき、次のとおり指定試験機関の名称等の変更をしたいので届け出ます。

変 更 事 項		変 更 の 内 容	
		変 更 前	変 更 後
指定試験機関	名 称		
	住 所		
試験事務を行う事務所	名 称		
	所 在 地		
変更年月日			
変更の理由			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 「試験事務を行う事務所」の欄は、事務所ごとに記入すること。
 - 4 変更がない事項については、当該事項の変更の内容の欄を斜線により削除すること。

事務所新設（廃止）届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定研修機関
代表者の氏名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第35条第2項の規定に基づき、次のとおり試験事務を行う事務所を新設（廃止）したいので届け出ます。

新設（廃止）する 事務所	名 称	
	所在地	
新設（廃止）予定年月日		
新設（廃止）しようとする理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

試験事務規程認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定試験機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第61条第1項前段の規定による認可を受けたいので申請します。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

試験事務規程変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定試験機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第61条第1項後段の規定による変更の認可を受けたいので申請します。

変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更の理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

試験事務休止（廃止）許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定試験機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第62条の許可を受けたいので申請します。

休止（廃止）しようとする試験事務の範囲	
休止しようとする年月日及び期間（廃止する予定の年月日）	
休止（廃止）しようとする理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

事業計画等認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定試験機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第63条第1項前段の規定による認可を受けたいので申請します。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

事業計画等変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定試験機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第63条第1項後段の規定による変更の認可を受けたいので申請します。

変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更の理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

役員選任（解任）認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定試験機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第64条の認可を受けたいので申請します。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

<p>試験員選任届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 指定試験機関 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第66条第3項前段の規定に基づき、別添のとおり試験員を選任したので届け出ます。</p>
--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

試験員変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定試験機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第66条第3項後段の規定に基づき、次のとおり試験員を変更したいので届け出ます。

変更の内容	変 更 前	変 更 後	変更の理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定試験機関
代表者氏名

第 回エネルギー管理士試験結果報告書

上記の件について、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第45条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 試験実施年月日
- 2 試験実施結果

受験申請者数	
受 験 者 数	
合 格 者 数	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(エネルギー管理講習に関する規則の一部改正)

第三条 エネルギー管理講習に関する規則(平成十一年通商産業省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。)において使用する用</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p>

語の例による。

第三条 法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十条第二項及び第四十七条第二項の講習（以下「資質向上講習」という。）は、毎年度少なくとも一回、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の資質の向上を図るための事項に関し、次に掲げる課目について行うものとする。

一～三 「略」

第三条 法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項及び第四十四条第二項の講習（以下「資質向上講習」という。）は、毎年度少なくとも一回、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の資質の向上を図るための事項に関し、次に掲げる課目について行うものとする。

一～三 「略」

(エネルギー管理講習業務規程の認可の申請)

第六条 指定講習機関は、法第七十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第四のエネルギー管理講習業務規程設定認可申請書に当該認可に係るエネルギー管理講習業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(エネルギー管理講習業務規程の変更の認可の申請)

第七条 指定講習機関は、法第七十六条第一項後

(エネルギー管理講習業務規程の認可の申請)

第六条 指定講習機関は、法第七十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第四のエネルギー管理講習業務規程設定認可申請書に当該認可に係るエネルギー管理講習業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(エネルギー管理講習業務規程の変更の認可の申請)

第七条 指定講習機関は、法第七十二条第一項後

段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第五のエネルギー管理講習業務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

(エネルギー管理講習業務規程の記載事項)

第八条 法第七十六条第二項のエネルギー管理講習業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 六 「略」

(帳簿)

第十条 法第八十二条第一項の経済産業省令で定

段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第五のエネルギー管理講習業務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

(エネルギー管理講習業務規程の記載事項)

第八条 法第七十二条第二項のエネルギー管理講習業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 六 「略」

(帳簿)

第十条 法第七十八条第一項の経済産業省令で定

める事項は、次のとおりとする。

一〇六 「略」

2 指定講習機関は、法第八十二条第二項の規定により帳簿を保存するときは、講習の業務を廃止するまで保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十一条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは

める事項は、次のとおりとする。

一〇六 「略」

2 指定講習機関は、法第七十八条第二項の規定により帳簿を保存するときは、講習の業務を廃止するまで保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十一条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは

、当該記録の保存をもって法第八十二条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2
〔略〕

（エネルギー管理講習の業務の休廃止の届出等）

第十二条 指定講習機関は、法第七十七条の規定による届出をしようとするときは、様式第七のエネルギー管理講習業務休止（廃止）届出書に、休止し、又は廃止したエネルギー管理講習の業務に係る帳簿の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

、当該記録の保存をもって法第七十八条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2
〔略〕

（エネルギー管理講習の業務の休廃止の届出等）

第十二条 指定講習機関は、法第七十三条の規定による届出をしようとするときは、様式第七のエネルギー管理講習業務休止（廃止）届出書に、休止し、又は廃止したエネルギー管理講習の業務に係る帳簿の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第七十七條の經濟産業省令で定める期間は、十五日とする。

(公示)

第十三條 經濟産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

〔略〕	〔略〕
法第八十一條の規定により指定を取り消したとき、又は同条	一、三 〔略〕

2 法第七十三條の經濟産業省令で定める期間は、十五日とする。

(公示)

第十三條 經濟産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

〔略〕	〔略〕
法第七十七條の規定により指定を取り消したとき、又は同条	一、三 〔略〕

備考 表中の「」は注記である。	<p>第二項の規定により エネルギー管理講習 の業務の全部若しく は一部の停止を命じ たとき。</p>	<p>法第七十七条の規定 による届出があつた とき。</p>
	一〜四 「略」	
備考 表中の「」は注記である。	<p>第二項の規定により エネルギー管理講習 の業務の全部若しく は一部の停止を命じ たとき。</p>	<p>法第七十三条の規定 による届出があつた とき。</p>
	一〜四 「略」	

様式第一から様式第七までを次のように改める。

〔図〕

様式第1（第4条関係）

指定講習機関指定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第73条の規定に基づき、同法第9条第1項第1号の指定を受けたいので申請します。

エネルギー管理講習事務を行おうとする事務所	名称	
	所在地	
エネルギー管理講習業務を開始しようとする年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプよる印字等により明確に記入すること。

様式第2（第5条第1項関係）

指定講習機関名称等変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定講習機関
代表者の氏名

エネルギー管理講習に関する規則第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定講習機関の名称等を変更したいので届け出ます。

変更事項		変更の内容	
		変更前	変更後
指定講習機関	名称		
	住所		
エネルギー管理講習の業務を行う事務所	名称		
	住所		
変更年月日			
変更の理由			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプよる印字等により明確に記入すること。

様式第3（第5条第2項関係）

事務所新設（廃止）届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定講習機関
代表者の氏名

エネルギー管理講習に関する規則第5条第2項の規定に基づき、次のとおりエネルギー管理講習の業務を行う事務所を新設（廃止）したいので届け出ます。

新設（廃止）する事務所	名称	
	所在地	
新設（廃止）	予定年月日	
新設（廃止）しようとする理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプよる印字等により明確に記入すること。

様式第4（第6条関係）

エネルギー管理講習業務規程設定認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定講習機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第76条第1項前段の規定による認可を受けたいので申請します。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプよる印字等により明確に記入すること。

エネルギー管理講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定講習機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第76条第1項後段の規定による変更の認可を受けたいので申請します。

変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変更の理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプよる印字等により明確に記入すること。

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定講習機関
代表者の氏名

新規講習（資質向上講習）結果報告書

上記の件について、エネルギー管理講習に関する規則第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 新規講習（資質向上講習）実施年月日
- 2 新規講習（資質向上講習）実施結果

受講申請者数	
受講者数	
講習修了者数	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

エネルギー管理講習業務休止（廃止）届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
指定講習機関
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第77条の規定に基づき、次のとおりエネルギー管理講習の業務の一部（全部）を休止（廃止）したので届け出ます。

休止（廃止）したエネルギー管理講習の業務の範囲	
休止した年月日及び休止期間（廃止した年月日）	
休止（廃止）した理由	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令の一部改正)

第四条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令</p>
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭</p>

一への転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十七条第二項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

和五十四年法律第四十九号）第五十三条第二項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

備考 表中の「」は注記である。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令の一部改正)

第五条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令(平成十三年経済産業省令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令</p>
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭</p>

<p>一への転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第九条第一項第一号に規定する指定講習機関として次の者を指定する。</p>	<p>和五十四年法律第四十九号）第九条第一項第一号に規定する指定講習機関として次の者を指定する。</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

第六条～第十一条
〔略〕

(電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正)

第十二条 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(学歴又は資格及び実務の経験の内容)</p> <p>第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて</p>	<p>(学歴又は資格及び実務の経験の内容)</p> <p>第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて</p>

、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

種 ボ	第 一	「 略	類 の 種	免 状
「	一 七	「 略	学 歴 又 は 資 格	
	「 略	「 略	実 務 の 内 容	実 務 の 経 験
	「 略	「 略	数 年	

、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

種 ボ	第 一	「 略	類 の 種	免 状
「	一 七	「 略	学 歴 又 は 資 格	
	「 略	「 略	実 務 の 内 容	実 務 の 経 験
	「 略	「 略	数 年	

イ ラ	・	タ ー	ビ ン	主 任	技 術	者 免	状	八 船 船 職 員
	及 び 小 型 船	舶 操 縦 者 法	(昭 和 二 十	六 年 法 律 第	百 四 十 九 号	～ 第 五 条 第	一 項 第 二 号	
					イ の 一 級 海	技 士 (機 関	～ と し て の	海 技 士 の 免
								許 を 受 け て
								[略]

[略]

イ ラ	・	タ ー	ビ ン	主 任	技 術	者 免	状	八 船 船 職 員
	及 び 小 型 船	舶 操 縦 者 法	(昭 和 二 十	六 年 法 律 第	百 四 十 九 号	～ 第 五 条 第	一 項 第 二 号	
					イ の 一 級 海	技 士 (機 関	～ と し て の	海 技 士 の 免
								許 を 受 け て
								[略]

[略]

いる者、ボ
イラー及び
圧力容器安
全規則（昭
和四十七年
労働省令第
三十三号）
第九十七条
第一号の特
級ボイラー
技師免許を
受けている
者、エネル

いる者、ボ
イラー及び
圧力容器安
全規則（昭
和四十七年
労働省令第
三十三号）
第九十七条
第一号の特
級ボイラー
技師免許を
受けている
者、エネル

ギ-の使用
の合理化及
び非化石エ
ネルギ-へ
の転換等に
関する法律
(昭和五十
四年法律第
四十九号)
第九条第一
項のエネル
ギ-管理士
免状の交付

ギ-の使用
の合理化等
に関する法
律(昭和五
十四年法律
第四十九号
) 第九条第
一項のエネ
ルギ-管理
士免状の交
付を受けて
いる者(エ
ネルギ-管

を受けてい
る者（エネ
ルギー管理
士の試験及
び免状の交
付に関する
規則（昭和
五十九年通
商産業省令
第十五号）
第二十九条
の表の上欄
に掲げる熱

理士の試験
及び免状の
交付に関す
る規則（昭
和五十九年
通商産業省
令第十五号
）第二十九
条の表の上
欄に掲げる
熱分野専門
区分に応じ
た同表の下

分野専門区
分に応じた
同表の下欄
に掲げる試
験課目又は
同規則別表
第一の第一
欄に掲げる
熱分野専門
区分に応じ
た同表の第
二欄に掲げ
る修了試験

欄に掲げる
試験課目又
は同規則別
表第一の第
一欄に掲げ
る熱分野専
門区分に応
じた同表の
第二欄に掲
げる修了試
験課目に合
格したこと
によりエネ

課目に合格
したことに
よりエネル
ギー管理士
免状の交付
を受けた者
に限る。以
下この表に
おいて同
じ。）又は
技術士法（
昭和五十八
年法律第二

ルギー管理
士免状の交
付を受けた
者に限る。
以下この表
において同
じ。）又は
技術士法（
昭和五十八
年法律第二
十五号）第
二条第一項
の技術士（

種 ボ	第 二	種 ボ	第 二
八 船舶職員	一 七	八 船舶職員	一 七
「	「略	「	「略
「略	「略	「略	「略
「略	「略	「略	「略

種 ボ	第 二	種 ボ	第 二
八 船舶職員	一 七	八 船舶職員	一 七
「	「略	「	「略
「略	「略	「略	「略
「略	「略	「略	「略

						状	者	技	主	ビ	タ
							免	術	任	ン	ー
七条第一号	規則第九十	力容器安全	ラー及び圧	る者、ボイ	を受けてい	技士の免許	士（機関）	の一級海技	項第二号イ	第五条第一	舶操縦者法

						状	者	技	主	ビ	タ
							免	術	任	ン	ー
七条第一号	規則第九十	力容器安全	ラー及び圧	る者、ボイ	を受けてい	技士の免許	士（機関）	の一級海技	項第二号イ	第五条第一	舶操縦者法

の特級ボイ
ラー技師免
許を受けて
いる者、エ
ネルギーの
使用の合理
化及び非化
石エネルギー
への転換
等に関する
法律第九条
第一項のエ
ネルギー管

の特級ボイ
ラー技師免
許を受けて
いる者、エ
ネルギーの
使用の合理
化等に関する
法律第九
条第一項の
エネルギー
管理士免状
の交付を受
けている者

九 〔略〕	理士免状の 交付を受け ている者又 は技術士法 第二条第一 項の技術士 （機械部門 に限る。） の二次試験 に合格した 者
〔略〕	
〔略〕	

九 〔略〕	又は技術士 法第二条第 一項の技術 士（機械部 門に限る。 ）の二次試 験に合格し た者
〔略〕	
〔略〕	

2・3 「略」

(試験の科目)

第七条 一次試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 発電所、蓄電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路（屋内配線を含む。以下同じ。）の設計及び運用並びに電気材料に関するもの

三・四 「略」

2 二次試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 発電所、蓄電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路の設計及び運用並び

2・3 「略」

(試験の科目)

第七条 一次試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 発電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路（屋内配線を含む。以下同じ。）の設計及び運用並びに電気材料に関するもの

三・四 「略」

2 二次試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 発電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路の設計及び運用並びに電気施

に電気施設管理に関するもの

二
「略」

設管理に関するもの

二
「略」

備考 表中の「」は注記である。

様式第二の一及び様式第七を次のように改める。

「図」

様式第2の2（第1条関係）

電気関係学科科目別授業内容及び履修単位明細書

科目区分	学科目	単位数	時間数	学科目の概要
①電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの	第一欄			
	小計			
	第二欄			
	小計			
	計			
②発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	第一欄			
	小計			
	第二欄			
	小計			
	計			
③電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギーの利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	第一欄			
	小計			
	第二欄			
	小計			
	計			
④電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	第一欄			
	小計			
	第二欄			
	小計			
	計			
⑤電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの	第二欄			
	計			

- 備考1 単位数は、学年別及び学期別に記入すること。
- 2 第一欄、第二欄の別は、別に告示で定める授業内容の第一欄、第二欄の区分によること。
- 3 それぞれの科目区分に該当する学科目は、別に告示で定める科目区分ごとの授業内容のものとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7 (第4条関係)

単位取得証明書

入学 年 月 日
卒業 年 月 日

氏 名
生年月日

上記の者は、下記の科目を取得したことを証明する。

年 月 日

学校等の名称及び代表者の氏名 ㊞

記

区 分	学 科 目	単位数	取得数	学 科 目 の 概 要
① 理 論	◎科目			
	小 計			
	○科目			
	小 計			
	計			
② 電 力	◎科目			
	小 計			
	○科目			
	小 計			
	計			
③ 機 械	◎科目			
	小 計			
	○科目			
	小 計			
	計			
④ 法 規	◎科目			
	小 計			
	○科目			
	小 計			
	計			

備考1 ◎科目、○科目の別は、認定学科目の必修、選択によること。

- 2 履修生として取得した単位については、学科目名の次に（履）と付記し、取得数の欄に取得年月日を付記すること。
- 3 大学院において行う学科目については、学科目名の次に（院）と付記すること。
- 4 ①理論とは、電気理論、電子理論、電気計測、電子計測、電気基礎実験、電子実験等電気の基礎に関するものをいう。
- 5 ②電力とは、発電、蓄電、変電、送電、配電等電力の発生・輸送及び管理、電力貯蔵等エネルギーシステムに関するもの並びに電気応用実験、電気実習及び電気製図をいう。
- 6 ③機械とは、電気エネルギー利用（電動機応用、照明、電熱、電気加工、電気エネルギー・光変換応用等）、自動制御（メカトロニクスを含む。）、電気機械（パワーエレクトロニクスを含む。）、情報伝送・処理及び電子計算機並びに電気応用実験、電気実習、電子実習、電気機器設計、電子（回路）製図及び自動設計製図（CAD）に関するものをいう。
- 7 ④法規とは、電気法規及び電気施設管理に関するものをいう。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第十三条（第二十三条）
〔略〕

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「新法」という。）

（第七条第三項及び第十九条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年五月末日以前である届出については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）様式第一にかかわらず、なお従前の例による。）

2 新法第百十三条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年四月末日以前である届出については、新規則様式第二十七にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第七条第四項第二号、第十条第二項第二号及び第十三条第二項第二号の規定による届出のうち、令和六年三月三十一日以前に行う届出については、新規則様式第二、様式第五及び様式第二十八にかかわら

ず、なお従前の例による。

4 新法第三十一条第一項及び第二項並びに第百十七条第一項及び第二項の規定による申請等のうち、令和六年三月三十一日以前に行う申請等については、新規則様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第三十一様式、第三十二及び様式第三十三にかかわらず、なお従前の例による。

5 新規則第三十七条第九号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年七月末日以後である報告から適用する。

6 新規則第八十条第五号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年六月末日以後である報告から適用する。

7 新法第十六条、第二十八条、第四十条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項の規定による報告のうち、報告期限が令和五年七月末日以前である報告については、新規則様式第九（特定―第7表1―1、2及び3、特定―第12表6の1及び6の4、認定―第5表6の1及び6の4並びに指定―第8表2―1表中（4―2）及び（4―3）の項並びに2―2を除く。

）、様式第十九及び様式第二十一（特定―第7表1―1、2及び3、特定―第12表6の1及び6の4、認定―第5表6の1及び6の4並びに指定―第8表2―1表中（4―2）及び（4―3）の項並びに2―

2を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

8 新法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項、第八十七条第二項の規定による交付のうち、令和五年七月末日以前に行う交付については、新規則様式第二十にかかわらず、なお従前の例による。

9 新法第百十五条、第百十九条及び第百二十四条の規定による報告のうち、報告期限が令和五年六月末日以前である報告については、新規則様式第三十及び様式第四十にかかわらず、なお従前の例による。

10 新規則第四条、別表第一、別表第二及び別表第三の規定については、令和五年四月一日以後のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、令和四年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

第三条～第七条 「略」

○ 経済産業省
国土交通省 令第一号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令等の一部を改正する省令

（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部改正）

第一条 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省・運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(エネルギー消費効率)

第一条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。)第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率は、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

自動車の区分

エネルギー消費

効率

改正前

(エネルギー消費効率)

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。)第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率は、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

自動車の区分

エネルギー消費

効率

一	<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第十八条第一号に規定する乗用自動車のうち電気（外部電源により供給さ</p>	〔略〕
---	---	-----

一	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第十八条第一号に規定する乗用自動車のうち電気（外部電源により供給される電気に限る。以下同じ。）</p>	〔略〕
---	---	-----

れる電気に限る。
以下同じ。)を動力源としないものであつて、乗車定員九人以下のもの及び乗車定員十人以上かつ車両総重量(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十条第三号)に規定する車両総重量をいう。以下

を動力源としないものであつて、乗車定員九人以下のもの及び乗車定員十人以上かつ車両総重量(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十条第三号)に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)三・五トン以下のもの

三	二		
令第十八条第一号 に規定する乗用自 動車のうち電気を 動力源とするもの (化石燃料又は非 化石燃料を使用す	[略]	[略]	同じ。(三・五ト ン以下のもの
[略]	[略]		

三	二		
令第十八条第一号 に規定する乗用自 動車のうち電気を 動力源とするもの (燃料を使用する ものを除く。)で	[略]	[略]	
[略]	[略]		

備考 表中の「」は注記である。

四	
「略」	るものを除く。） であつて、乗車定 員九人以下のもの 及び乗車定員十人 以上かつ車両総重 量三・五トン以下 のもの
「略」	

四	
「略」	あつて、乗車定員 九人以下のもの及 び乗車定員十人以 上かつ車両総重量 三・五トン以下の もの
「略」	

(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正)

第二条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(建築物エネルギー消費性能基準)</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能基準)</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ</p>

、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない

、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。） 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない

い。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量

（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー）（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であつて、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基

い。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量

（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー）（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であつて、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面

<p>準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。</p> <p>ロ 「略」</p> <p>二・三 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。</p> <p>ロ 「略」</p> <p>二・三 「略」</p> <p>2 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年経済産業省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の第一条第一項第一号イ中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第二条の表改正後欄の第一条第一項第一号イ中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

附 則

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
経済産業省、国土交通省、環境省

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 西村 明宏

生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令

生産工程効率化等設備に関する命令（令和三年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1～3 「略」</p> <p>4 第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、</p>	<p>1～3 「略」</p> <p>4 第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、</p>

業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。なお、当該数値の算定に当たっては、他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数については、小売電気事業者ごとの調整後排出係数を用いることができるものとし、無効化した国内認証排出削減量（他者へ移転した量を差し引いたもの）又は海外認証排出削減量を当該数値から差し引くことができるものとする。

一 事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネ

ルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭

業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。なお、当該数値の算定に当たっては、他人から供給される電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いる電気の排出係数については、小売電気事業者ごとの調整後排出係数を用いることができるものとし、無効化した国内認証排出削減量（他者へ移転した量を差し引いたもの）又は海外認証排出削減量を当該数値から差し引くことができるものとする。

一 事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十

<p>和五十四年通商産業省令第七十四号。次号に おいて「省エネ法施行規則」という。）様式 第9指定―第10表1の「エネルギーの使用に 伴って発生する二酸化炭素」として同表備考 1の規定により計算される数値</p> <p>二 「略」</p> <p>5 「略」</p>	<p>四号。次号において「省エネ法施行規則」と いう。）様式第9指定―第10表1の「エネル ギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」と して同表備考1の規定により計算される数値</p> <p>二 「略」</p> <p>5 「略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。